

## 第3回定例会議事日程（第3号）

### 第1 一般質問

松崎幹夫君

#### 1. インフルエンザの予防接種について

- (1) 市内の小中学生のインフルエンザ感染率及び予防接種の状況はどうか。また、生活保護世帯の児童生徒の接種率はどうか。
- (2) 全ての小中学生を対象に予防接種の助成はできないか。
- (3) 予防接種への全額助成又は半額助成について、子育て支援という考え方からしても、保護者の負担が減り十分に施策としては良いと思うがいかがか。

#### 2. 屋外での活動について

- (1) 屋外での体育や運動会等の授業の際、熱中症対策は万全か。
- (2) 平成27年度以降に熱中症で倒れたり、病院へ搬送された事例はどのくらいあるのか。また、冷水器等は各学校設置してあるか。
- (3) 今年だけでなく来年以降も暑い日（猛暑日）が続くと予想される。何らかの対応が必要と考えるがいかがか。

#### 3. 障がい者就労支援について

- (1) 障がい者の就労支援の取り組みについて、これまでどのような取組をしてきたか。
- (2) 今後の支援体制、成果が出る取組について伺う。

西中間義徳君

#### 1. 防災について

- (1) 防災施設事業について概要を伺う。
- (2) 施設の建設時期、収容物について伺う
- (3) 施設を市民の防災意識の向上につなげる考えはないか伺う。
- (4) 被災者支援システムの導入について伺う。
- (5) けん引式車イス補助装置の購入助成について伺う。

#### 2. 人口増対策について

「結婚新生活世帯に対する支援制度」を導入する考えはないか伺う。

原口政敏君

#### 1. 漏水対策について

熊本地震を受け、老朽化している水道管を順次取り換えるべきではないか。

#### 2. 道路整備について

市道島内松原線の用地は確保してある。早急に拡幅整備をすべきではないか。

#### 3. 宿泊施設の確保について

平成32年に国民体育大会が鹿児島県で開催されるが、吹上浜荘を宿泊施設として活用すべきではないか。

#### 4. 渇水対策について

雨水が少なく農家も心配している。何か対策をすべきではないか。

## 5. 漁港整備について

戸崎漁港の予算が大幅に減額されている。県への働きかけをすべきではないか。

福田清宏君

### 1. 「空家解体補助金」の創設について

空家になって、おおよそ3年以上経過した家屋に対する解体補助金の創設について、伺う。

### 2. 「実家に帰ろう補助金」の創設について

空家の実家に帰って居住しようとする人に、定住人口の増加策として、「転入者住宅建設等補助」、「定住促進補助」や「住宅リフォーム事業補助」等、本市の定住支援制度を活用した新たな施策の創設について、伺う。

### 3. 串木野さのさ祭り市中流し踊りについて

串木野さのさ祭り「市中流し踊りの元踊りの保存」について、伺う。

### 4. 避難道路（避難階段）の整備について

讃岐公園（えびすが丘）の西側にある3つの階段に手すりを付けることはできないか、伺う。

### 5. 公園の整備について

(1) 御倉町公園（文京町公園）の道路沿い擬木フェンスと道路との間の樹木の伐採・除去は出来ないのか、伺う。

(2) 御倉町公園から御倉山に渡る短い吊り橋の改修について、伺う。

(3) かもめ公園グラウンドの整備について、伺う。

福田道代君

### 1. 川内原発について

三反園新知事は熊本地震を受け、川内原発の運転の一時停止と再点検を九州電力に申し入れた。また、原発の重大事故時における現行の避難計画の見直しに意欲的だが市長の見解を伺う。

### 2. 国民健康保険事業について

2018年度から実施予定の国保の広域化に向けた本市の取り組みについて

(1) 広域化によるメリットについて伺う。

(2) 財政調整基金が市単独で持てるか。

(3) 他の市町村は、一般会計からの法定外繰り入れで保険料の引き下げを行っているが、本市の今後の運用について伺う。

(4) 国の財政支援金を国保税に活用すべきと考えるがいかがか。

(5) 国保税の課税にあたり資産割を廃止し税額を引き下げるべきではないか。

### 3. 介護保険事業について

介護保険事業の現状と今後の見通しについて伺う。

### 4. 給付型奨学金の導入について

市内の高校生に対し返済不要の給付型奨学金制度を導入できないか。

### 5. 相談室の設置について

市民が税金等で具体的な相談をするための部屋が無くプライバシーが守られていない状況にあるため、相談室を設置すべきではないか。

---

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

---

出席議員 18名

1番	松崎幹夫君	10番	濱田尚君
2番	福田道代君	11番	東育代君
3番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
4番	平石耕二君	13番	寺師和男君
5番	西中間義徳君	14番	下迫田良信君
6番	中村敏彦君	15番	原口政敏君
7番	大六野一美君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	西別府治君	18番	中里純人君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	東浩二君	主	査	石元謙吾君
補	佐	岡田錦也君	主	任	軍神卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	消	防	長	原	菌	照	明	君												
副	市	長	中	屋	謙	治	君	学	校	教	育	課	長	松	山	隆	志	君				
教	育	長	有	村	孝	君	福	祉	課	長	後	潟	正	実	君							
総	務	課	長	中	尾	重	美	君	ま	ち	づ	く	り	防	災	課	長	瀬	川	大	君	
政	策	課	長	満	菌	健	士	郎	君	税	務	課	長	中	村	昭	一	郎	君			
財	政	課	長	田	中	和	幸	君	土	木	課	長	平	石	英	明	君					
市	来	支	所	長	下	迫	田	久	男	君	健	康	増	進	課	長	所	崎	重	夫	君	
教	委	総	務	課	長	木	下	琢	治	君												

平成28年9月8日午前10時00分開議

△開 議

○議長（中里純人君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（中里純人君） 日程第1、一般質問を行います。

これより通告順により、順次質問を許します。

まず、松崎幹夫議員の発言を許します。

[1番松崎幹夫君登壇]

○1番（松崎幹夫君） 皆さん、おはようございます。

今年は台風が来ないように願っておりましたけれども、9月に入りまして立て続けに接近してきました。新聞にありましたが、本格的な台風のシーズンに入ったと見られるということでもあります。まだまだ油断はできませんが、被害がないことを願うばかりであります。今日も5人の質問者であります。早目に進めたいと思います。

通告に従いまして3件のことを質問いたします。1番目のインフルエンザの予防接種についてであります。

毎年冬になると流行するインフルエンザ、そのインフルエンザを予防する一番確かな方法は、予防接種が最も有効で効果が高いとされています。今年も間もなくその時期を迎えようとしていますが、昨年、市内の小中学生のインフルエンザ感染率及び予防接種の状況はどうか。また、生活保護世帯の児童生徒の接種率はどうか伺いまして、壇上からの質問いたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 皆さん、おはようございます。松崎幹夫議員の御質問にお答えをいたします。

市内の小中学生のインフルエンザ感染率についてであります。

平成26年度は、児童生徒数2,206人に対して552人がインフルエンザに罹患しております。また、平成

27年度は、2,214人に対して280人がかかっているようであります。感染率ですが、平成26年度は25.0%、27年度はその約半数の12.6%となっております。

なお、小中学生のインフルエンザの予防接種は任意接種であることから、接種状況や生活保護世帯の接種率については把握できない状況となっております。

○1番（松崎幹夫君） 今、お答えいただきましたが、どのくらいの子供たちが予防接種を受けているのか確認をしたかったんですけども、わからないということでもあります。ただ、感染率でいえば昨年は少なく12%で、私としては30%ぐらいあるのかなと思っていましたが、12%であるということでもあります。

実は、保護者からインフルエンザの予防接種を受けない親がいるということでお話をいただきました。インフルエンザの予防接種を受けさせずに、インフルエンザにかかってから病院に行けば中学生以下は医療補助により無料であると、全額補助されるということを受けさせない親がいるというふうに聞きました。

私としては、自分の子供には親であるなら受けさせよという思いでありましたが、経済的にいえば子供が多かったりとか、貧困家庭であればお金が高くて注射を打たしたいけど受けられないという状況であります。そうであるなら、助成をしていただきたいという話をされました。

そういう分では調べてみると、全国的にも助成をしている自治体、企業、保険連合会など全額補助であったり、半額補助であったりしております。そういう部分では、県下の他市の状況でどこか助成をしている市があるのか、そういうことについて伺いいたします。

○健康増進課長（所崎重夫君） インフルエンザの他市の助成状況についてであります。インフルエンザの予防接種に対する助成については、平成21年度から22年度にかけて新型インフルエンザが流行した際、全国民に免疫がないことから、パンデミックの回避や重症化防止の観点などから国の補助により、緊急に予防接種費用助成が全国的に実施された経緯

があります。

現在、県内19市中6市が接種1回当たり1,000円から3,000円の独自助成を実施されていますが、このうち4市は新型インフルエンザ時の助成事業を継続されている状況であります。

以上です。

**○1番（松崎幹夫君）** どこもしていないという答えを聞いたかったんですが、平成22年の新型インフルエンザによって国の補助から補助している団体が6自治体あるということでもあります。

全国的にも自治体が助成をしているところがあります。幾つかですけれども、東京都渋谷区なんかは1歳から中学3年生まで全額補助ということでもあります。千代田区においては、生後6カ月から12歳、1回2,100円を2回、13歳から15歳は1回2,100円。埼玉県の吉川市においては生後6カ月から小学6年生1,000円、大阪府の箕面市においては生後6カ月から小学6年、1回1,000円を2回というふうに自治体であったり、企業であったり、保険組合であったり、助成をしております。

インフルエンザの予防接種というのは受けたからかからないというのではなくて、受けてもかかるかもしれない。でも、重症化を防ぐ、感染を防ぐという部分では、インフルエンザに対して、そういう部分では助成をしていただきたいなと思っております。

インフルエンザにかかってしまいますと、必ずといっていいほど病院に行きます。そうすると、医療費がかなりかかってしまう。通院するとしても1回では済まずに、ひどい人は2回、3回と通院することになります。この医療費は中学校までということですので、公費負担ということになりますので、市の負担で賄うことになります。

先ほど感染率を聞いて、少ないなと。少ないほうがいいんですが、少ないなというふうに思いますが、予防接種を受けて少ないのか、受けずに少ないのかというのはわかりません。しかし、インフルエンザは、いつどこで集中感染にかかるかわかりません。そういう部分では、市としてやっぱり県内でも6市が助成をしているという部分では、予防接種の助成をできないかという部分をお伺いをいたします。

**○市長（田畑誠一君）** 現在インフルエンザの予防接種につきましては、小中学生においては任意接種となっております。13歳未満の子供はインフルエンザに対する免疫が少ないため、感覚をあけて2回接種を行う方が効果的と言われており、市内の医療機関で接種した場合1回につき、おおむね3,000円から4,000円前後の接種料となっているようであります。

インフルエンザの予防接種は、毎年度その冬に流行するウイルスの株を予測しての接種であることから、ある程度の感染防止や重症化防止としての効果はありますが、完全に罹患を防ぐことはできないところでもあります。

インフルエンザの発症予防の有効率は高齢者で34から55%、小児で30%、健全な成人の方で60%程度と言われております。インフルエンザ予防接種は、予防接種法において法律上義務はなく、接種を希望する者のみ行う任意接種とされていることから、小中学生を対象とした助成については、現段階では考えていないところでもあります。

**○1番（松崎幹夫君）** 任意ということでもあります。しかし、やっぱり市長は言われましたが、任意であるけれども、この予防接種が私の見たインターネットでは一番効果があるというふうに言われていると思えば、子供たちにとってはインフルエンザの予防接種を受けたほうがいいという思いがします。こうした部分では、子育て支援という考えからしても保護者の負担が減り、十分施策としてはいいと思うし、私としてはさっきも言いましたが、本市が一番に助成して他市にアピールできたらという思いがありました。

そういう部分では6市も助成をしている。だったら、3番には私は全額助成、または半額助成ということで書いてありますけれども、多分今の市長の答えであればこの部分はもう全くないというふうに思います。ですから、一部助成と。いろいろと書いてきましたけれども、一部助成でもできたらということと、それと予防接種の料金が市長のほうからありましたように、医療機関によってかなり違います。今年も4価ワクチンということで、3,500円か

ら4,500円ぐらいになるというふうに言われております。

ですから、助成はできないにしても、熊本県の益城町では地元医師会と協議をして接種料を安目に設定し、町の指定医療機関で受けた場合のみ、1回当たり3,000円で実施しているという自治体もあります。ですから、そういう部分では医療機関との話し合いをしていただいて、予防接種を一律の金額にできないかということと、もう一回言いますが、県内が6市助成していますので、そういう部分では一部助成ということができないかということをもう一度お伺いをいたします。

**○市長（田畑誠一君）** 負担の一部助成ということですが、確かにインフルエンザの予防接種助成を行うことで保護者の予防接種費用の負担は軽減し、重症化を防ぐという一面は、それはあろうかと思っております。しかしながら、先ほど申し上げましたとおりインフルエンザの予防接種はウイルス株を予想しての接種であって、また、完全に感染を予防することはできない面もございます。

罹患されるとやはり病院受診をされるため、医療費抑制にもつながりにくい面もあるのではなかろうかと考えます、総体的にですね。現時点は従いまして予防接種の助成を行うのではなくて、予防に効果的と言われていた手洗い、うがいなど家庭で親子一緒に履行するなど、そういった広報の面でも、家族そろっての啓発活動にも力を入れていきたいというふうに考えております。

**○健康増進課長（所崎重夫君）** 医師会のほうでインフルエンザの単価を統一できないかということの御質問ですが、インフルエンザの予防接種費用については、一般的にワクチン代、診察料、注射の手技料等を勘案して医療機関ごとに設定をされている状況であります。本市においても、医師会で統一した接種費用ではなく、各医療機関での裁量に任されているところであります。

この接種費用の統一については、平成21年度から22年度にかけて新型インフルエンザが流行しました際に国の助成があったことから市医師会と協議をいたしましたけど、実現できなかった経緯があります。

その後、現在の方式が定着しているということで、統一についてはちょっと困難かなというふうに考えているところであります。

以上です。

**○1番（松崎幹夫君）** 統一するということも難しいと。保護者の皆さん方もインターネットを見て、安いところを見つけて接種をしているという情報もあります。そういう部分では一律にできない部分があるのかなというふうにも思いますけど、一つでも言ってみて、できたらなという思いで言ってみました。

それと、市長言われましたけど、今年、多分4価ワクチンということでA型、B型ですから、そういう部分では接種して必ず効くということではありませんけど、いい方向にいくとは思っていますので、そういう部分では、だから助成をしていただきたいなというふうに思っておりますが、検討ということでございます。

もう一ついきます。

インフルエンザの感染の強さは予想をはるかに超えるパワーがあり、家族がインフルエンザにかかった場合、非常に高い割合で他の家族にも感染、発症するのが現状であります。そういう部分からも、中学3年の高校受験を前に頑張っている子供たちへの予防接種の助成はできないか、もう一度お伺いをいたします。

**○市長（田畑誠一君）** 先ほど申し上げましたけれども、予防接種をすることで、その年に流行する株といえますか、それで当たらなければ余り効果がないちゅうことですよね。それとまた、予防接種をしても効果というのは3カ月間ぐらいということも言われております。

しかし、いずれにしても予防接種をすることで、ある程度の重症化を予防する効果はあると思います。今、松崎議員がお述べになっているとおりでありますが、ただ、しかし感染を完全にまた防ぐことはできない面もあります。そのような状況で、現段階では助成をする考えはないところでありますが、6市は一部助成しているわけですから、いろいろな角度から今後は研究してまいりたいと思っております。

ります。

**○1番（松崎幹夫君）** 前向きに研究をしていただきたいというふうにも思います。

予防接種は、さっきから任意で接種率がわからないというふうに言われましたが、本市でどれくらいの子供たちが受けているかということ認識の意味でも、父兄の皆さん方にアンケートをしたらわかると思いますので、健康増進課なのか、教育委員会なのか、予防接種を受けてインフルエンザにかかった、かからないということ調査してもいいのではないかなというふうに思います。

インフルエンザにかからない対策として、いつも言われています。市長が言いました手洗い、うがい、マスクなどが一番いいのかもしれませんが、ですから、そういうことも踏まえて調べてもいいのではないかなと思います、いかがですか。お願いをいたします。

**○健康増進課長（所崎重夫君）** 学校でのアンケート調査についてですけれども、小中学生におけるインフルエンザ予防接種の現状については、任意接種であることから、これまで接種状況を調査したことはありません。

予防接種については、国や県レベルでデータ等を取りまとめ、検証されるほうがより効果的であると理解しておりますが、本市の接種状況として学校や保護者の御理解がいただければ、どの程度接種がされているのか実態を調査してみたいと考えております。

以上です。

**○1番（松崎幹夫君）** 正直に言って、また中身がわかれば、もし助成をしていただくなれば、このくらいかかるという部分もわかってくるわけですから、今回は助成はできないということではありますが、前向きに研究していただいて、インフルエンザ予防接種について子供たちに、親にいい方向に進めるようお願いをして、この項は終わりたいと思います。

2番目に入ります。

屋外での活動についてということで、9月に入り一気に涼しさを感じるようになりましたが、今年も暑い夏が過ぎようとしております。国内最高気温は、

高知県で2013年に観測されました41度に迫る暑さであったと思われませんが、全国でも7月、8月と熱中症が叫ばれていますけれども、子供たちは本当に元気であります。

そういう部分では、屋外での体育や運動会等の授業の際、熱中症対策は万全かということをお伺いたします。

**○教育長（有村 孝君）** おはようございます。学校での熱中症対策についてでございますが、学校では熱中症対策といたしまして、屋外での授業や運動会等の練習の際は帽子を着用させ、小まめに休憩をとると。そして、水分を十分補給させるようにしております。特に運動会練習では、テントを設置して日陰をつくったり、実情に応じて水筒を持参させたりしている学校もございます。今、まさにこの熱中症が一番心配される運動会、体育祭の練習の真っ盛りでございます、我々も心配をしているところでございます。

また、新聞報道によりますと、今年は鹿児島市喜入町で1日の最高気温が35度以上となるいわゆる猛暑日ですが、13日連続で記録されておるようでございます。こうした状況も踏まえまして、天候に合わせて低学年児童をはじめとする児童生徒一人ひとりの体調の維持管理に努めるよう指導して、熱中症対策を含めて指導してまいりたいと。また、連携をとって対応してまいりたいと考えております。

**○1番（松崎幹夫君）** 今、言われましたとおりでございます。水分補給であったり、日陰で休むということやら帽子をかぶるということであるというふうに思います。ただ、今、教育長が言われましたとおり、本当に気温が高いというのが心配であります。そういう部分では水筒を持参するということも言われました。これは水筒を持ってきていいのかということ、その中身はスポーツ飲料なんか入れてきていいのかということ、そしてまた冷たいイスタオルなんかも持ってきていいのか、そしてミストシャワーなど設置している学校は、今現在あるのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

**○学校教育課長（松山隆志君）** 今、御質問の水筒持参についてですが、市内小中学校のうち小学校5



校、そして中学校1校が水筒持参をさせております。それから、その中身ですが、主なものとしては水、お茶が中心でスポーツドリンクを認めている学校もございます。それから、ミストシャワーにつきましては、1校のみ体育祭のときにミストシャワーを使っているという中学校がございます。

以上でございます。

**○1番（松崎幹夫君）** ですね。やっぱりスポーツ飲料という部分では、塩分もとらないといけないという部分では、そういうのも許可していただきたいなという思いがありましたので、許可している部分もあるということであります。また、ミストシャワーというのをインターネットで見たときに、ものすごく借りて使っている学校がありました。ですから、いちき串木野市でもあるのかなという思いがあつてですね。オーケーということであれば、また自分たちも、まあお金がかかりますからやめておきます。ミストシャワーもいいのかなというふうには思いません。

猛暑日とか日差しが非常に厳しい状況のときなど、小学校の低学年など一番体力のない子供たちの部分には熱中症とか心配をいたします。そういう部分ではどこで比較したらいいのかなという思いでは、体力測定などでいけば、今の子供たちというのは昔の人より数値的にどうなのかなという部分ではいかがでしょうか。

**○教育長（有村 孝君）** 先ほど来ありますように、体力につきましては文部科学省の新体力テストによりますと、小学校の低学年の部だけを御説明いたしますが、総合的な体力は調査を始めました平成10年から18年間で、そんなに大きな変化は見られないようでございます。また、一方、新体力テストが始まった平成10年のころの鹿児島市の最高気温は36度、最高がですね。今年はその36度以上の日が5日間ありましたので、実に最高気温は37.4度という最高記録を更新しているわけでございますよね。体温より高いと、そういう気温が続いていたようでございます。体力的には、そう変化は見られないということでございます。

**○1番（松崎幹夫君）** 答えとしては、昔より今の

子供たちは数値が落ちていますよという答えが来るというふうに思っていたんですが、余り変わらないということでございます。私が見た部分でも、結局、羽島小学校にしても小さい学校でありますので、子供が少ないので競り合うことが少ないという部分からいけば、やっぱり体力的には落ちるのかなという部分で思っておりました。ですから、そういう部分では一番小学校に入って体力のない小学一、二年生というのは、この暑い時期の熱中症にはかからないのかなという部分で聞いたところであります。

羽島小学校でも聞いてみました。そうしたら、朝の海の子マラソンでしっかり毎日走っているから体力はありますと。そしてまた、体育のときなど小まめに水分を補給して養護教諭の指導を仰ぎながら行っています。本当に元気ですよという答えをいただきましたので、正直言って子供たちってやっぱり強いですね。そういう部分では、各学校のそういう対応がいいのかなというふうにも思っておりますので、この項は終わります。

次に、平成27年度以降に熱中症で倒れたり、病院へ搬送された事例というのは幾らぐらいあるのか。また、冷水器等は各学校設置してあるのかということをお伺いいたします。

**○学校教育課長（松山隆志君）** 小中学生の熱中症による搬送数について、まずお答えいたします。

熱中症で病院へ搬送された小中学生は、平成27年度はおりません。また、本年度につきましては、8月31日現在で中学生が一人おります。

**○教委総務課長（木下琢治君）** 各学校の冷水器等の設置状況についてでございますが、冷水器を設置している学校は小学校4校、中学校5校となっております。残りの幼稚園2園、小学校5校には冷水器は設置されていない状況でございます。なお、冷水器が設置されている学校におきましても、市で設置したものは1台で、その他はPTAなどからの寄附によるものであります。

以上です。

**○1番（松崎幹夫君）** ここに来て、子供たちは元気であると。私はここで数字がたくさん上がってくるかなと思っていましたが、搬送されたのも今年

一人ということであり、そういう部分でいけば、さっきも教育長が言われました今年、鹿児島県の気温が37.4度まで温度が上がりましたので、そういう部分では冷水器等を全学校に設置しなくていいのかなという思いであります。

この前、羽島中学校が故障したということで新しく替えた。そして、私たち羽島には準会員というのがあるんですね。OB会員であります。そこに何とかしてくださいというふうに来たんですが、校長先生のほうから別にPTAのお金があったということで、その承諾をしてくださいということであります。ですから、羽島中学校、今回10万円かけて替えたということであり、

そういう部分では子供たちも温度が上がるんですから、暑い中にやっぱり普通の水水道水じゃなくて冷たいほうが気持ちよく飲むのかなと。先生方も同じように、冷たい水のほうが元気が出るのかなという部分では各学校、全校にですね。今、答えで言われましたけれども、その1校は市がつけたというお答えをいただきましたので、そういう部分では、全校に冷水器の設置という部分はいかがお考えでしょうか。お伺いいたします。

**○教委総務課長（木下琢治君）** 冷水器の設置についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、冷水器のそのほとんどがPTA等からの寄附ということで大変ありがたいことだと感じております。ただ、教育委員会としましては、暑い日が続く中におきまして冷たい水が気持ちいいということについては理解いたしておりますが、熱中症対策ということにおきましては、重要な点は小まめな水分補給ということでございます。そういった面では、必ずしも冷水器が必要であるということではないというふうに理解しております。

そういった中でいろいろな施設整備をやっていく、そういった中で学校等の要望、あるいはそういった順位等を考慮しながら必要によってはということでございますが、現在としては、そういった中で市で設置したのは1基しかないというような状況にあるということで、御理解いただければと思っております。

**○1番（松崎幹夫君）** 課長も冷たいほうがいいでしょう。やっぱり子供たちも熱中症対策でいけば水道水でいいと言うかもしれませんが、やっぱり冷たい水のほうがいいんじゃないかなというふうにも思います。今、優先順位で検討もしますということでございますので、もう羽島中は10万円で買いましたが、そういう部分ではないところには検討していただきたいというふうに思います。

そして、さっきの消防搬送なんですが、インターネットの中に県の熱中症疑いのある救急搬送ということで、いちき串木野市は平成28年4月25日から9月2日までに24件消防出動をしているというのがあります。去年は16件というふうにあります。ですから、子供たちは少ないですけど、こうして出動はしていると。県で言えばすごいですよ。鹿児島県で言えば去年は901件ですが、今年は1,272件という熱中症に対しましては出動しているということでございます。そういう部分では、温度が上がってやっぱり子供たちも大変であります。ですから、前向きに御検討をいただきたいなと思っております。

次に入ります。

今年だけでなく来年以降も暑い日が続くと予想されております。国内最高気温は41度であります。さっきも言いました鹿児島県の最高気温は、2013年に記録した37.1度が今年8月22日に37.4度という最高気温が出ております。今までは我慢できたかもしれませんが、もう何らかの対応が必要と考えておりますが、その点ではいかがでしょうか。お伺いをいたします。

**○市長（田畑誠一君）** 熱中症への対応についてであります。

これまで市としましては、保健室、図書室及び校長室など一部エアコンを設置してまいりました。普通教室は扇風機を設置することで対応してきたところであります。しかし、先ほど来、松崎議員がお述べになっておられますように、地球の温暖化の進行といえますか、ますます猛暑が続くという状況の中です。そのような中で熱中症の報道等がなされておりますが、児童生徒、教職員の健康管理や職場環境整備の観点からエアコンの設置が重要である

と認識をしております。

つきましては、これまで子供たちの安全安心を守るという観点から、優先的に校舎の耐震工事をしてまいりました。平成19年度の市来小学校を皮切りに、平成27年度で完了することができました。総事業費が14億円余りと記憶をしておりますが、おかげで安全安心を守る環境の整備として、さっき申し上げましたとおり耐震化の工事が終わりましたので、今後は年次的にエアコンの設置を進めていくこととしております。

今年度は各小中学校、幼稚園の空調設備の整備を行うための基本調査を行い、来年度調査結果をもとに具体的な整備計画を策定等するとともに、各小中学校、幼稚園ごとの実施計画を作成する計画であります。エアコンの設置につきましては、今、松崎議員がお述べになっておられますとおり、これまでも議会の皆様方、学校、PTAから等々も強い要望をいただいております。平成30年度から設置にかかって、できるだけ早く、数年間のうちに市内小中学校、幼稚園にエアコン設置をしてまいりたいというふうに考えております。

**○1番（松崎幹夫君）** 何らかの対応が必要と考えるということで、エアコンの設置ということではいただきました。同僚議員も、何回もこのエアコンについては言ってこられました。もういいでしょうという思いでありました。だから、そういう部分では平成30年度ということでありましたけれども、少しでも早い時期に子供たちにクーラーをつけてやって、子供たちが愉快地クラスで勉強できるようにお願いしたいという思いがあります。熱中症により事故が起こらないように、先生方には十分気をつけて授業に取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、この項を終わらせていただきます。

続きまして、3番目の障がい者就労支援についてであります。

社会人になった障がい者の方々にとって仕事につき、仕事を探すことは大変であり、仕事自体多くはなく、見つけることができないと言われております。職業訓練校など卒業し、専門職にいても就職する職場が市内には余らないと聞きます。そういう部分で

は、本市の広報であったり、求人であったり、障がい者の人にどのように接しているのか、就労支援の取り組みについて、これまでどのような取り組みをしたのかについてお伺いをいたします。

**○市長（田畑誠一君）** 障がい者の就労支援についてであります。

障がい者本人や家族の方々から就労について相談があった場合、個々の希望や障がいの特性、就労経験の有無などの聞き取りを十分に行い、障がい者就業生活支援センター等との関係機関とも連携を図りながら、ハローワークを通じた障がい者雇用や就労継続支援A型事業所の雇用等を紹介するなどの対応を行っているところであります。

**○1番（松崎幹夫君）** 今、障がい者の希望、特性、そして就労経験の聞き取りをして生活支援センター等との関係機関と連携をとるということであります。

まず、市役所に来てください。そして福祉課に来てください。障害係に来てくださいというのが私の思いなんです。やっぱりわからないという方がいらっしゃいます。ですから、まずは市役所に来てください。福祉課に来てください。そして障害係に来てくださいというのが思いであります。

そういうことを紹介するというので、かなり違ってきますので、やっぱりそういう部分の広報をしっかりしていただいて、そういうことが市役所に来たら説明を受けられるんだと。そういう部分を市民の皆さん方、障がい者の皆さん方に思っていたきたいというふうに思っております。

それで逆に就労できなかった場合の対応ということで、どのように行っているのかということと、その成果についてお伺いをいたします。

**○福祉課長（後潟正実君）** 就労できなかった場合の対応についてでございます。

一般就労が困難と思われる方につきましては、就労移行支援事業の説明や事業所の見学同行等を行い、障がい者福祉サービスを活用した就労支援を行っております。平成27年度は、本市にあります就労移行支援事業所等において、利用者56人のうち市内事業所へお二人、市外事業所へお二人の方が一般就労しております。

以上です。

**○1番（松崎幹夫君）** 就労支援事業所等で56人のうち市内に二人、市外に二人ということで一般就労をしたということでもありますので、大変うれしいことでもあります。一人でも一般就労へとつないでほしいなという思いでありますので、これからもそういう部分を強く市の職員の方々がフォローをしていただきたいなと思います。

続いて、ちょっとおかしくなりましたが、早く済ませる予定だったんですが、ちょっと私のほうがわからなくなりました。就労支援事業所というのがありますが、本市にどのような就労支援事業所があるのかをお伺いいたします。

**○福祉課長（後潟正実君）** 就労支援事業所についてでございます。

市内にある就労移行支援事業所は2事業所で、いとう耳鼻科が運営しております「iテラス」とえんでん内科が運営しております、「せっぺかん」があります。就労継続支援A型事業所は、株式会社アサンテが運営しております「就労支援センターイマジン」の1事業所がございます。

以上です。

**○1番（松崎幹夫君）** 今、お答えをいただきました。私が先に言おうとしてしまいましたが、就労移行支援事業所ということで2カ所あるということで、iテラス、いとう耳鼻科さん、せっぺかん、えんでん内科さん、そしてまた就労継続支援A型1カ所ということでイマジンさん、株式会社アサンテという会社であります。本市も就労支援事業所が増えてきております。一般就労が可能になってきているというわけでもありますので、そういう部分ではまだまだ頑張っていたきたいと。

それと、薩摩川内市入来町にあります鹿児島障害者職業能力開発校というのが九州では2校しかありません。北九州と入来しかない。就職を目指す障がい者の職業訓練を行う大変有意義な学校であると思っておりますが、こういう学校を市民の皆さん方へ周知をしていただきたいという部分では、どのような周知を行っているのかということをお伺いいたします。

**○福祉課長（後潟正実君）** 市民への周知について

でございます。

学校から募集案内が届いた時点で、おしらせ版に掲載して周知広報を行っております。また、二次募集や3カ月間の短期訓練生の募集があった場合もその都度おしらせ版に掲載し、市役所庁舎内にポスターを掲示するなど随時広報に努めております。

以上です。

**○1番（松崎幹夫君）** 障がいの方々に、こういう職業の訓練校を紹介していただきたいという思いであります。この鹿児島障害者職業能力開発校というのは専門課程が7過程あるということで、自分が好きな専門コースで1年間勉強して、障がいを持ってもできるんだと強い意志を持って頑張りたいという部分では、こういうのを役所のほうでも紹介していただきたいと思っております。

そして、障がいを持つ家族の方々は就職と将来について大変心配をされております。そこで、今後の障がいのある方への就労支援体制ということには、どのような考えを持っているかお伺いをいたします。

**○市長（田畑誠一君）** 現在、福祉課内にある障がい者等基幹相談支援センターにおいて、障がいをお持ちの方のさまざまな相談に対応し、必要な情報提供や支援等を行っております。就労についての相談の場合は、同じく福祉課内にあります、くらしの相談支援コーナーの相談員とも連携しながら就労支援に取り組んでおります。

今後は多くの障がい者の方々が利用しやすい、就労にも結びつくような支援の場となるよう、障がい者等基幹相談支援センターの周知広報に努め、障がいをお持ちの方への切れ目ない支援体制をさらに充実していきたいと考えております。

**○1番（松崎幹夫君）** 今、お答えをいただきました。今、言われました障がい者等基幹相談支援センターということと、くらしの相談支援コーナーと連携をとって支援するというふうに言われました。

市長、本庁市役所、玄関を入りまして、ここの1階であります。入りまして左側に行ったら会計課と福祉課があります。つり天井で課を紹介してあります。高齢障害係とかわからないんですね。そして福祉課はわかっても、そこに障がい者等基幹相談支援

センターというところと、くらしの相談支援コーナーというのはどこにあるのかという部分ではわかりません。ですから、やっぱりそういうのを目立つところに設置するのか、目立つところにできなければ案内板をしっかりとつけて、市長がさっき答弁でいただきました障がいを持つ方への切れ目のない支援体制をとということでありますので、そういう部分では市役所に来やんせと言うなら、そういう看板でも、そういう施設の見える場所にでも、そういうコーナーをしっかりとつくっていただきたいというふうに思います。

この点についてはいかがでしょうか。

**○福祉課長（後潟正実君）** 現在、障がい者等基幹相談支援センターは1階福祉課の奥の相談室の横に設置しており、センター名を大きく掲示して案内しているところがございます。障がい者の方々がわかりづらいということですので、案内表示等をわかりやすく工夫するとともに、設置場所等を含め検討し、障がいを持つ方への切れ目のない支援体制を充実していきたいと考えております。

以上です。

**○1番（松崎幹夫君）** 今、課長から答弁いただきました。

大きな字でと言われました。私にとっては大きくないと思いますので、まだ大きくしていただきたい。市民の皆さん方がわかるように、あそこだというのがわかるようにお願いをしたいというふうに思います。

そして、市内の企業等への障がい者雇用の取り組みという部分では、どのようになるかお伺いをいたします。

**○福祉課長（後潟正実君）** 障がい者の方々の相談支援については、いちき串木野市地域自立支援協議会を設置し、地域の関係機関によるネットワークを構築し、さまざまな課題に向けて取り組んでいるところがございます。

現在、就労移行支援事業所等が独自に市内にある事業所等に実習等の受け入れや雇用等について働きかけておりますので、今後は市としましても、この協議会と連携し、商工会議所等を通じて障がい者の

方々の雇用等について取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

**○1番（松崎幹夫君）** 協議会を設置して、さまざまな課題に取り組んでいるということで、企業の方々に支援をいただくように、障がい者の皆さんが生きがいを持って働けるようお願いをいたしまして、私の全ての質問を終わります。

**○議長（中里純人君）** 次に、西中間義徳議員の発言を許します。

[5番西中間義徳君登壇]

**○5番（西中間義徳君）** 皆さん、こんにちは。通告に従い質問をいたします。

災害はいつ起こるかわからない、そのことを改めて感じたのは今年の4月に発生した熊本地震でした。震度7の大地震が発生した翌日未明に、さらに震度7の本震が起きました。多くの人と建物の損壊が激しいものでした。また、断続的に続く余震におびえ、多くの被災者が車の中で生活する様子が報道でありました。今、震災より5カ月を迎えようとしている中で、益城町では倒壊した建物の本格的な撤去作業が始まったと報道でありました。今回の熊本地震では、住宅の倒壊とともに市役所などの公共施設が被災して使用不可能になったことも目立ちました。

また、地球温暖化により、世界的に異常気象で想定外と言われる大災害が起きております。全国では2年前の広島での土砂災害、昨年鬼怒川の堤防決壊による豪雨水害、本年8月の台風で東北、北海道では大変な災害が起きております。岩手県の岩泉町では避難準備情報を発令したにもかかわらず、その意味がわからず介護施設に入所された9名が全員死亡するという惨事が起きました。市民の生命財産を守る役割を持つ市役所の機能は大事であります。災害を未然に防ぐ、また最小限に抑えることも大事です。

そこで、災害が起きる前に早目早目の対応で、市民の生命財産を守る体制の拠点となる防災施設の建設は何より必要なことであると思います。市が建設を予定している防災施設の概要について伺い、壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

**○市長（田畑誠一君）** 西中間義徳議員の御質問にお答えいたします。

防災施設整備事業につきましては、串木野庁舎東側の公用車地下駐車場敷地を利用し、災害対策本部機能と物資備蓄機能をあわせ持つ防災施設を建設する計画であります。この防災施設は地下1階、地上2階建て、延べ面積約850m<sup>2</sup>の鉄筋コンクリートづくりで、地下は現状のとおり駐車場、1階は防災倉庫、2階は会議室を兼ねた災害対策本部室として整備する計画であります。総事業費は、現在のところ4億8,000万円を見込んでおります。

また、災害時に対策本部機能を維持するため耐震構造とし、自家発電設備を設置するほか、今年度整備予定の太陽光発電の蓄電池にも対応できる施設にしたいと考えております。さらに、これまでなかった警察、海上保安部、自衛隊等のブースに加え、各対策部が一堂に集えるように整備することとしており、情報の収集、共有、発信の一元化による災害対応の迅速化など、対策本部の充実が図られるものと期待をしております。

**○5番（西中間義徳君）** 防災施設の概要について答弁がありました。

地下1階、地上2階、850m<sup>2</sup>ということですので約300坪弱ですかね。そして自家発電装置も備えていると。本庁舎もそういう自家発電がありますけれども、これは別にそうやって自家発電の装置もある。さらに太陽光発電、蓄電システムまでであるということ、最新システムということではないかというふうに思います。

以前、災害用の水、食料の備蓄を聞いたときには備蓄はゼロでした。この地域防災計画の中には、災害時における被災者の食料の調達というのは乾パンの調達ということで、県のほうに要請をして5,040個しているということでありました。今年の6月ですかね、新しい差しかえ分については食料の調達ということで、食料の備蓄が書いてあります。アルファ米1,800食、そして飲料水2リットルのペットボトルが900本ということが書いてあります。さらにまた、羽島交流センターには原子力防災用としてア

ルフア米が600食、おかずが480食、汁物が600食用意されております。

防災計画についてのそういう答弁があったわけですが、最新執務のそういうさまざまな組織が一元化する、そういう施設部の防災施設がありましたけれども、この施設の建設計画と備蓄する物は何を予定しているのか伺いたいと思います。

**○市長（田畑誠一君）** 防災施設の建設時期についてであります。

交付金の交付期限が平成31年度までとなっていることから、現在の計画では来年度に地質調査、基本設計、平成30年度に実施設計を行い、平成31年度に建設工事を実施することとしております。

また、防災施設内に防災倉庫を設けることとしており、これまで庁舎内外の複数の倉庫等へ分散して保管していた飲料水、食料品などや原子力防災に係る資機材等に加え、消防本部などが所有している防災資機材などを一括して保管管理するとともに、今後も年次的に整備していく食料品等の備蓄品や資機材の増加にも対応できる計画としているところであります。

**○議長（中里純人君）** 西中間議員、質問は大きな声でお願いいたします。

**○5番（西中間義徳君）** 建設計画を31年度に行うということでありました。今朝も出てくるときに妻から言われまして、大きな声で元気よくとありました。

さまざまなそういう備蓄品を一括して、そういうふうにしていくということでありました。本来は水、食料は個人で用意すべきですが、着の身着のまま避難をしていくということも考えられますので、充実した備蓄に取り組んでいただきたいと思えます。

私は以前から防災については全て行政任せではなく、自助、共助、公助で個人の防災意識を高めることが大事であると訴えてきました。先日アクアホールであった元気なまちづくりフォーラムで高橋公太先生が地震の際、水の確保とかそういうものは大事だとしても、家具などの転倒防止策が重要だと言われておりました。私も一般質問で2回ほど取り上げ

ておりますけれども、本市の市庁舎内でのロッカーなどの重機備品は固定化がきちんとされているかどうか、十分なのかというふうに思っております。昨日の答弁の中に転倒防止策というのを検討しているという話がありましたので、それを具体的に進めていただきたいというふうに思っております。

出水市では、85歳以上の世帯に家具などの転倒防止策を無償で行っております。さまざまな条件がありますけれども、出水市は旧出水市のときに平成8年に実施して、18年に合併をして、その後さまざまな要件を満たす人については、無償で転倒防止のそういうものをしております。

また、最近の異常気象で大規模災害が各地で起きています。そして、異口同音に想定外だったと悔やむ姿が報道されております。アメリカでは、災害に対してタイムラインという手法で災害から未然に命を守るために取り組んでおります。

タイムラインというのは、災害が予測できたときに、何時間前に、どの機関が、どの方法で、どんな対策をとるのかというものです。日本の場合は、災害が起きてから対処することに重きを置くのに対して、アメリカは災害が起きる前に逆算して避難をさせて被害を少なくしていると。今後、こういうタイムラインを導入してくる自治体も増えてくると思います。

きのうもこの災害の中でありましたけれども、今回、台風12号の中で私も防災メールの登録をしました。妻もしました。それぞれに防災メールの情報が来るわけですね。そうしたら大風とか大雨で聞き取りにくかったりしたときにも、自分の手元にある携帯に情報メールが来るというのは非常に安心感というか、明確ですよね。そういう意味では、きのうも登録者数が二百数十名しかまだないということでしたけれども、携帯はほとんどが持っておりますので、ぜひこの情報メールというか、これは進めて登録に向けて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

今回、こういうすばらしい、4億8,000万円かけてつくる防災施設ですけれども、災害がないときを利用して、市民に防災の意識を高める展示とか研修

とかをできないか伺いたいと思います。

**○まちづくり防災課長（瀬川 大君）** いただいた質問にお答えいたします。

防災施設内に家具の転倒防止グッズや非常持ち出し袋などの防災グッズを展示し、実際に目に見て、また手にとって体験することは市民の防災意識の向上に大きく寄与することになると考えますので、今後、展示のあり方等について、また検討してまいりたいと思います。

また、平常時は災害対策本部室に間仕切りを設けて、会議室とか研修室として利用できるように計画しているところでありますので、防災講演会や防災出前講座等による利用を図りまして、市民の防災意識の向上を担う施設として位置づけてまいりたいというふうに考えております。

**○5番（西中間義徳君）** ぜひ、市民の防災意識を高めることをしっかりやっていただきたいというふうに思います。

この施設は、県の交付金ですよね。原子力発電施設設立地域基盤整備支援事業交付金ということで、24億7,000万円を県が交付して、その中の14億円が本市ですね。そして阿久根市が6億円、薩摩川内市が4億7,000万円となっておりますけれども、これは伊藤知事の時代に決められたことなんですが、この交付金の金額というのは、知事が新体制になっても変更はないのか伺いたいと思います。

**○政策課長（満園健士郎君）** この本市が予定しております受け取ります14億円につきましては、今のところ変化はない、動きはないというか、予定どおりということで理解しております。

**○市長（田畑誠一君）** 今、課長のほうから答弁いたしましたとおりでありますが、うちに交付される14億円については、今のところ変更はない旨の連絡をこの数日前に県からもいただいております。

**○5番（西中間義徳君）** 安心しました。

次に、被災者支援システムの導入について伺いたいと思います。

被災者台帳とは、災害が発生した場合に被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するための基礎となる台帳であり、市町村の長が作成することとされて

います。被災者台帳を導入することによって、被災地の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能となるほか、被災者が何度も申請を行わずに済むなど被災者の負担軽減が期待されています。

東日本大震災、広島土砂災害、熊本地震などの大規模災害が多発しております。この支援者システムは、阪神・淡路大震災のときに西宮市の職員が考えて作成したものであります。導入のCDは2009年総務省が無償で全国の市町村へ提供しています。この被災者支援システムを本市も導入すべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

**○まちづくり防災課長（瀬川 大君）** 被災者支援システムとは先ほどもありましたように、長期にわたる被災者支援を実施するため、基礎となる被災者台帳を作成して、罹災証明発行、義援金交付、避難所、仮設住宅等の情報を一元管理するものであります。その導入に当たりましては、今、お話がありましたように、兵庫県の西宮市が無償で提供するシステムがまず一つございますが、そのほかにも現在、熊本地震の際、広域にわたる被害状況に鑑みまして、被害状況の統一的判断が実施できること及びその後の生活再建支援が被災者台帳として使用できることなどから、熊本県が主導的役割を担いまして、県内の被災33市町村のうち15市町村がNTT東日本が無償で提供する被災者生活再建支援システムを導入したという経緯もございます。

本市といたしましては、これらそれぞれのシステムの利便性やメリット、デメリットを十分研究した上で、また導入について引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

**○5番（西中間義徳君）** 被災者支援システムは二通りあって、どちらにするか検討しているということですね。このシステムは今年の5月時点で1718自治体ありますけれども、910自治体がもう採用しているということで、鹿児島県では11自治体が導入しております。5年前に質問したときも、自治体クラウドがいいのか、このシステムがいいのか検討しますということでありました。検討をされた結果というのは聞いておりませんが、平時にこういうシステムを導入しておくことは大事であると

いうふうに思います。

市役所が被災をして入れない状態の中で、市民のさまざまな財産とか、その情報をどうやってすることができるとかということをお考え、どちらにしても早い導入をすべきだというふうに思います。

ちなみに、平成23年の導入で埼玉県の桶川市は人口7万5,000人おりますけれども約23万円と、導入費用がですね。福井県の敦賀市では人口6万7,000人ですけれども、約46万円ということをお聞きしております。そしてまた5年前に聞いたときは、運用に10万円から20万円かかるんだと、月にですね。しかし、小さな町であれば、パソコンに精通した人が更新していけば簡単にできるというようなものであると聞いております。

きのうも同僚議員のホームページの質問の中に、各課専門員を置いたらどうかという話の中で、各課で更新ができるようなシステムになっているということもありましたので、ぜひ、このシステムを導入すべきだと思いますが、もう一回、市長の答弁を伺います。

**○まちづくり防災課長（瀬川 大君）** 熊本県のほうで多くの自治体が導入したということをお考えますと、災害時の基本台帳の作成は重要な対策だというふうに考えます。

先ほども申しましたように、広域災害をお考えますと近隣の市町の統一的な判断も重要になってくるものと思いますので、県を中心とした導入のあり方も考える必要があるのではないかとこのふうにも思います。

広域災害を踏まえた近隣市町の導入状況とかシステムのメリット、デメリットも考慮しながら導入について検討してまいりたいというふうに思います。

**○5番（西中間義徳君）** 導入について検討して、結論をしっかりと出していきたいというふうに思います。そして、先ほども言いましたけれども、何もない平時のときに、そういうシステムを導入していくということが一番大事であると思いますので、その点は申し添えておきたいというふうに思います。

次に、私も初めて見ましたけれども、車椅子にこういう輪っかと言ったらおかしいですが、それをつ



けて、そして避難時に車椅子を移動するときの前につけて引っ張っていくという牽引式車椅子補助装置というのがあります。車椅子は四輪ですけれども、リヤカーみたいに前のほうを引っ張っていく、そういうのがあるんですけれども、それをつけて引っ張ることによって車椅子は四輪ですけれども、後ろの二輪で引っ張るといようなものです。で、移動のときに大変楽に移動ができるというものであります。

この間も岩手県の岩泉町で、孤立した人の救援のときに車椅子の人を道路で抱えておりました。4人がかりでした。4人で抱えて地道を移動しておりましたけれども、そういう補助装置をつけることによってリヤカーみたいな引っ張り方、または人力車みたいな形で引っ張る、そういう形になるわけです。

まだこの牽引式車椅子の補助措置というのは、ほとんど皆さん御存じないというふうに思います。そこで、広めるために防災訓練とか、そういう中で活用するという考えはないか伺いたいと思います。

**○まちづくり防災課長（瀬川 大君）** ただいまの御質問に御答弁申し上げます。

議員仰せのとおり、牽引式車椅子補助装置といいますのは、既存の車にする牽引バーというものを設置いたしまして、車椅子を人力車のように前輪を浮かせて引くもので、坂道などスムーズな移動を可能にするものであるというふうに伺っております。

本市においては現在のところ、この装置を備えてはおりませんけれども、鹿児島市においてこの土地を業者から借用して防災訓練で使用した経緯もあるようでございます。本市においても、市民に装置の周知を図る観点から、業者と連携して防災訓練等での使用についてまた検討していきたいというふうに考えております。

**○5番（西中間義徳君）** ぜひ検討していただきたいと思います。そして、防災訓練等に活用していただきたいというふうに思います。

次に、今、ありましたけれども、鹿児島市では自主防災組織の資機材の購入に助成を行っております。この牽引式車椅子の補助装置も対象となっております。本市でも、この牽引式車椅子の補助装置の購入に助成はできないか伺いたいと思います。

**○まちづくり防災課長（瀬川 大君）** 助成につきましては、まず、この装置がどんなものかというのを知る必要があると思います。それで防災訓練での使用等を通じまして、その利便性と緊急時における実用性、こういうのを十分検証した上で、その必要性について検討してまいりたいというふうに考えております。

**○5番（西中間義徳君）** ぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、福祉課では車椅子の助成というのがありますよね。車椅子を買うときの助成というのがあります。そしてまた、介護保険では車椅子のレンタルということがありますので、車椅子のこのレンタルについても、この補助装置というか、そういうものを必要に応じて体制をとるといふ考えはないかを伺いたいと思います。

**○福祉課長（後潟正実君）** 車椅子購入の助成につきましては、障害者総合支援法で補装具に位置づけられ、舗装費での対応となっておりますが、牽引するための補助措置については舗装具の対象となっております。また、障害者に対する日常生活用具給付事業においても、日常的に使用する自立支援や介護のための必要品を対象品目としておりまして、ふだん使用しない牽引式車椅子補助装置は給付対象品目とはなっておりません。

今後、防災訓練での使用等を通じまして、身体障害者の方々にとって、その利便性と緊急時における実用性を十分検証した上で、必要性等について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**○5番（西中間義徳君）** 鹿児島市は資機材の中にその補助装置も入っているわけですね。だから今、本市にはそういうものは入っていないということですから、まだまだ新しいものなので、ぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

最後の質問になりますけれども、今年の5月に教育民生委員会の先進地施策で、長野県の東御市の子育て支援策を学んできました。東御市は子育て支援課を設置し、さまざまな子育て支援に取り組んでいました。その牽引力は、市長のリーダーシップが大きいと職員の言動から感じることができました。昨

日も同僚議員からありましたけれども、さまざまな支援策の中から1点だけ拾い上げてみたいと思います。

新婚さんを応援しますということで、結婚新生活支援事業というものがありません。目的は、経済的理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援するものであると。年収が300万円未満の方が対象であって、年間18万円ですね。そして、国の4分の3の補助があるということですが、支援策としては新居の住宅、または身体に係る経費に対する支援及び婚姻に伴う引っ越しに係る経済的な支援です。

本市でも、この制度を導入する考えはないか伺いたいと思います。

**○市長（田畑誠一君）** 結婚新生活支援事業費補助金は、国の平成27年度補正予算により本年度から始まった制度であります。

この制度の活用には、事業計画の策定など県と連携した取り組みが必要であり、今年度は鹿児島県においては導入されていない状況であります。県に確認をしましたところ、平成29年度以降については、県内の市町村に対して制度利用の有無を調査し、その状況を見て判断するというものでありますので、市としましては制度の導入について県に要望してまいりたいと考えております。

**○5番（西中間義徳君）** 県がそういうものを今、現在していないということで、県に希望があるよということを要望していくということでありますので、来年度以降については、ぜひ取り組みをしていただきたいと思っております。

結婚する男女の減少傾向が続いているということで、厚生労働者によれば2015年で63万5,096組となり、戦後最少を更新したとありました。本市の場合の婚姻届は平成26年が111組、27年度は117組というふうになっております。ただ、これは年代がちよつとわかりませんが、結婚しない現象の背景には結婚感の多様化があるとされて、経済的な面も大きいというふうになっております。

国立社会保障人口問題研究所が結婚意志のある未婚者を対象に、結婚の障害になる理由を調べたところ、

結婚資金、挙式や新生活のための費用が障害になっているというのは男性が43.5%、女性が41.5%、結婚のための住居というか、それが心配だというのは男性が19.3%、女性が15.3%というアンケートの調査結果が出ております。

先ほど県が今、要望を聞いているということでやっていくという方向でありましたけれども、独自の支援策として、きのうもありましたが、先進地の視察をして人口増対策ということで話がありました。茨城県の常陸太田市にはこういう課がありまして、きのうはいちき串木野に来てみません課という課でしたけれども、ここはずばり少子化・人口減少対策課という名称で、5名体制でしているということであります。私も電話で聞いてみました。平成22年から新婚世帯に月最大2万円、そして最長3年間の家賃補助を行っているということであります。

年間70件から80件の申請があると。この常陸太田市というのは人口が5万5,000人いらっしゃいますけれども、年間で70から80件の申請があつて、今現在、継続を含めて300件ですということでありました。こうした中で、70件から80件の申請者の7割がこうしたこの家賃制度をきっかけに市内へ移住を決めたということも話をされておりました。非常に効果が大きいなというふうに思いました。そして今年から、先ほどあつたやつは引っ越し費用を最大18万円と変えて、28年4月からそういうふうな取り組みをしているということでありました。

もう一つは、栃木県の大田原市の人口7万3,000人ですけれども、今年の4月から2年以上市内に住むという確約をした新婚世帯を対象に、地域の店舗で使える子育て支援策1万円を交付しているということで、4月から6月は既にこの50件の申請があつたということでありました。

本市の子育て支援策はさまざまあり、他市に誇れるものも多く持っておりますけれども、人口増のもととなる新婚世帯の取り組みというのは、さらに大事であるというふうに思っております。ぜひ県に要望して、来年度から実施をしていただきたいということと、今、独自の支援策というのもお話をしましたけれども、そういうものも含めて、一挙にいかな

いわけですけれども、さまざまな政策をしながら人口増対策に取り組んでいただきたいというふうに思っています。

以上で質問を終わります。

**○議長（中里純人君）** 次に、原口政敏議員の発言を許します。

[15番原口政敏君登壇]

**○15番（原口政敏君）** 私は自由民主党を代表いたしまして、五つの問題を通告に従い順次質問をいたします。

初めに水道管の漏水対策でございますが、4月14日、熊本県におきまして大きな地震が発生し、尊い命がなくなり、多くの皆様方が被災をされたわけでございます。亡くなった方々に心から御冥福をお祈りし、また災害を受けられました皆様方にお見舞いを申し上げ、一日も早い復興、復旧を願うものでございます。

さて、その中におきまして熊本の被害で最も大きかったことは、水道管が破裂をして水がなかったということでございます。それに伴い、トイレも使用できなかったということもございます。自衛隊の皆様方が大型トラックで何台も給水をされ、さらには道路が陥没したところにはヘリコプター、さらには海から海上保安庁が給水をしたことは市長もごらんになったと思っております。

さて、本市におきましても長い水道管で、市来地区でございましたが、50年を経過した水道管を取りかえてございます。今、最も長い水道管が39年、市来の公民館付近であるということも伺っております。平成27年度の漏水件数76件、金額は915万8,000円という大きな金額を損失しているわけでございます。

私が市長にお伺いすることは、まず古い水道管から順次取りかえ、全部を防災対策に強い水道管、今、曲がりくねっても大丈夫であるという耐震性にすぐれた水道管は高いということでございますが、長期的展望から見ますと、この水道管を取りかえ、水の確保をすべきではなかろうかと、このように思うわけでございます。

市長がこのことにつきまして、どのように考えておられるのか伺いまして、1回目の質問を終わります。

私は市長と私の答弁で12時までには終了いたしますので、市長の端的なる答弁を求めまして1回目の質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

**○市長（田畑誠一君）** 原口政敏議員の御質問にお答えいたします。

昔から、ちょっと例が飛躍した例になるかもしれませんが、「水を制する者は」という言葉があります。事ほどさように今、原口議員がお述べになったとおり、水がまさに市民生活の第一の根幹であります。

そのような観点に立ちまして、本市では水道事業で平成22年度から27年度まで6年間かけて、総事業費9億3,000万円の事業で上水道第6次拡張事業を実施しました。また、市来中央地区におきましても、漏水対策としまして、水圧を抑えるために牛ノ江外戸配水池を築造し、安心安全安定した水の供給に努めているところであります。

老朽化している水道管の取りかえについてであります。現状としましては漏水の多い水道管から順次耐震性のある管へ取りかえを行っているところであります。今後の計画としましては、先の東北、熊本の震災を受けまして市内全域における老朽管対策を兼ねた耐震化計画を策定し、年次的に耐震化への更新を行うこととしております。また、現在、市街地で側溝道路の路面改修等しておりますが、その地点につきましても、水道管も新たにして取り組んでいるところであります。

**○15番（原口政敏君）** 私は川南地区に住んでおりますが、270号線に大きな水道管が走っております。それに加えて、私の自宅の裏に用水路がありますよね。あるんです。半円を描いた用水路が。土手といいますか、直径15センチぐらいの水道管が入っています。市長、3年間で3回壊れているんですよ。それはね、もうすごい勢いですよ。同じところじゃないんですよ。二、三メートル離れたところが壊れているんですよ。担当課に言ってあります。田んぼの方は迷惑ですよ、泥が流れるわけだから。もう対策として、杭を打たれて泥が流れないようにしてありますよ。何も地震も起きないのに3年間で3回で

すよ、市長。だから年間76件破損しているんですからね、27年度で。一日も早く、この水道管を取りかえることを申し上げまして、この項は終わります。

続いて道路整備でございますけれども、市道島内松原線のことでございますが、用地は確保してあるのに道路が整備してない。市道であるので、なぜ整備しないのかという住民の不満がございます。これはもう交通事故等も起こって大型が転倒しているんですよ。場所を市長は御存じありますか。私は今日は課長に聞きませんからね。あなたと答弁するんだから。道路も把握していらっしゃると思っていますが、いつされるのか御答弁をいただきたい。

**○市長（田畑誠一君）** 市道島内松原線の道路改良計画につきましては、迫田重車輛から田崎酒造前までの約700メートルの区間を川南地区ほ場整備事業で道路用地を確保する計画であります。本年度は迫田重車輛から国道270号バイパスまで約300メートルの用地費を9月補正で提案をしているところであります。来年度以降は用地が確保できた区間において、ほ場整備事業と調整を図りながら道路改良を進めてまいります。

また、迫田重車輛から国道3号まで約340メートル区間の拡幅につきましては、平成27年度に大型車両等の離合場所として60メートルの拡幅工事を行ったところであります。今後は道路南側にある用水路の改修工事にあわせて事業を進めてまいります。

**○15番（原口政敏君）** 私が担当課に聞きましたらね、市長、要するに名義はまだ市の名義になってないらしいんですよね。だから拡幅できないと。ちょっと市長は勉強不足だ。だから、名義が変わった段階で速やかに整備してくださいね、市道ですから。いいですね、してくださいね。いいですね。市長がうんと言ったから、もうこの項は行く。

今度は宿泊施設の確保について伺いますが、平成32年に国民体育大会が市長、開催されますね。本市はバスケットとバレーですよ。そこで伺いますが、宿泊施設が私は本当に心配なんですよ。市長も御存じだと思っておりますが、串木野で以前、相撲大会があつて国体がありましたね。同僚議員に聞きましたが、天皇陛下も来られたって。今回は来られま

せんけれども。そこで「民宿で原口さん、もう苦労したって、宿泊客が」と言われました。だから、今回も役員の方たちで恐らく1,000人以上来られると思うんですよ。役員じゃなくしてね、市長、孫やらやっぱり子供が来れば来たいですからね。私は孫がアメリカでやれば行きたいですよ。みんな一緒だと思う。だから、何千人と私は11日間のうちで宿泊されると思うんですよ。

そこでね、市長。国民宿舎の吹上浜荘があるじゃないですか。30年の3月までですよ、検討されるのが。それを私が今日、市長に質問するのは、今の状態で国体が終わるまでは続けられませんかと質問しているんですよ。それでもうそうなりますと、要するに経済効果も出るわけだから、宿泊が足りなくて、国体で来られるのに。最悪の場合のうちも10人ぐらい泊めさせてあげますよ、ただでいいですから。やっぱりそういう宿泊施設があるんだから、それから先はいけんでよかですよ。だから、そこまでは市長、されませんかということを私は聞いているんです。

そのこのところ、ちょっと答弁してください。

**○市長（田畑誠一君）** 国民宿舎のあり方については、これは大きな課題であり、議会の皆さん方にもいろいろ御議論、御忠言、御提言をいただいて今日に至っております。そういった中で、平成26年度から27年度にかけて、議長をはじめ市議会議員の代表の方々6名、商工会議所会と市来地域まちづくり推進懇話会の代表など外部委員の方もお入りいただいて、20名で構成される国民宿舎利活用等検討委員会の中で、二つの施設がどうあるべきか協議検討していただき、その都度、議会の皆さんにも御報告を申し上げてきました。

その結果、さのさ荘、吹上浜荘ともに、市で運営していくよりもノウハウを持った民間に譲渡するという方針を示していただいたところであります。市としましても、その方針に基づいて譲渡へ向けて進めているところであり、さのさ荘は今年10月1日の譲渡で、今議会に譲渡議案等を御提案しているところであります。

吹上浜荘につきましては、平成30年3月31日まで

指定管理者による運営を行うこととしており、平成30年4月以降の運営につきましては、先ほど申し上げましたとおり民間へ譲渡する方針が出ております。現在、募集要領等について、副市長以下関係課長で構成する国民宿舎荘運営委員会で協議をしているところであります。平成30年4月からの譲渡の方針に沿った形で公募を行い、温泉やロケーションを十分に活用した民間の持つノウハウを発揮していただく応募者がいることを期待しております。

このようなことから、鹿児島国体が開催される平成32年まで、指定管理者による運営を延長することについては現時点では考えていないところであります。

**○15番（原口政敏君）** 残念ですな。私はその検討委員会で壊すか存続させるかはどうでもいいんですよ。しかし、私の考えは国体があるんだから、あるのにあと2年ですがね、それから。32年の10月でしょう。だから、この国民宿舎を利用すべきだと私は思いますけどね、市長。ちょっと頭を変えて、もう一回考えられませんか、市長。宿泊がないんですよ。それから先は検討委員が壊すか、いけんするか構わん。だけど、国体が目の前に迫っている。何千人と泊まれるんですよ。ここを利用しない手はないでしょう、市長。20年も30年も伸ばすことは一言も言ってない。これは、みんながそう思っていると思う。私は同僚議員に聞きましたけどね、それはせんといかんよなあ。国体が済むときまではしたほうがいいだろうということがほとんどですよ。私は私利私欲で何も言ってない。ただ、宿泊の皆さんを困らせないために言っているんですよ。市長がすると言わないと12時で済まんぞな。もう一回答弁してください。

**○市長（田畑誠一君）** 先ほど申し上げましたとおり、26年から27年にかけて、国民宿舎利用等検討委員会で一つの方向性を出していただいて、今、進めているところであります。原口議員がおっしゃいますとおり、せっかくの国体、48年ぶりですかね。まして、本市で二つの競技がおかげで開催される見込みで御決定をいただいておりますので、大変楽しみだし、一方で宿泊施設が懸念されることは、これはもう本当おっしゃるとおりであります。

そういった背景があるわけですが、いずれにしても今の方針に沿って準備をしておりますが、30年4月から譲渡で受けた会社といますか、事業所といますか、その民間の方々の手によって温泉やそのロケーションを存分に活かして、国体などにも対応できるような応募者がいることを私は期待しております。

**○15番（原口政敏君）** そんな応募者はいませんよ、市長。耐震で8,000万円でしょう。で、また室内を改造する。何千万と要りますよ。一人もいないと思う、僕は。いないときには延長していただけますか。おったらいいんですよ。いたらいい。いたらいいですよ。いない場合は市長、国体に備えて、国体まではするんだということをもう最後しか聞きませんから、そのいない場合に関しては原口議員が言うことも検討しますと言っていただけませんか。12時まで済みませんよ、あと二つだから。

**○市長（田畑誠一君）** 吹上浜荘のこの譲渡方針が出された際に、現在の指定管理期間の短縮について指定管理者とも協議をいたしました。期間満了の平成30年3月末までは管理を行いたいとのことでありましたので、現在、継続して管理をしてもらっております。施設の老朽化、安全上の問題からも平成30年3月末を延ばすことはできないと考えているところであります。

また、延長することで多額の施設補修費も発生することも想定されます。このようなことから、民間に移譲する方針に沿って、温泉やロケーションを存分に活かした応募者がいることを今の段階では期待をしているところであります。

**○15番（原口政敏君）** それはね、市長、期待は持てませんよ。誰もする人はいない。誰がしますか。8,000万円かけて室内をする。誰もいない。いないよ。いないときには市長、再度そのときに考えてくださいね。もうこの項は切りますから。いないときには、体育大会が済むまではすべきですがね。もうこれ以上は言わない。

湧水対策について質問しますが、私が通告書を出したときには雨は降らんかったんですよ。台風12号によって非常に雨が降って私の質問はなくなったな

と思っておりますが、その当時はね、市長、垂水市、阿久根市だったですよ。出水市はプールの水を農水用に使っておったですからね、非常に難儀をされた。まあ台風が来て、今回はいいと思うんですよ。けどまた、二、三年、26年もでしたからね。そして川南地区の平ノ木場にため池をつくってあるんですよ、市長。来年から供用開始ですね。だから、ああいうのを幾つかつくっとたら渇水対策でいいんじゃないかと、私は市長にこのことを申し上げたんですが、どうですかね。つくる考えはございませんか。

**○市長（田畑誠一君）** 今、原口議員がお述べになったとおり、大里の平ノ木場地区のため池につきましては、平成21年と25年は大変な渇水でした。私も何回も現場に行きました。タンクローリー車を総動員して行きましたが、そのことを踏まえて、今、県にお願いをしながら、ため池の整備をしておるんですが、平成29年3月には原口議員がお述べになったとおり完成の予定であります。

そのほか県営農村地域防災減災事業により、現在の貯水量を増大する目的で、羽島地区の河原池と湊地区の平向にあるため池の浚渫を計画しており、平成31年度までに完了することとしております。この二つの地区も、さきの平ノ木場も渇水時に非常に困ったところですよ。この二つの地区もですね。したがって、31年度には完了することといたしております。

先ほどからお述べなっておりますように、昨今の異常気象にやっぱり対応するためには、地域の方々の要望や渇水状況を確認しながら、ため池などのかんがい施設等の整備については進めるべきだと。おっしゃるとおりであります。今後も国県の補助事業等を活用しながら、推進をしまいたいと考えております。

**○15番（原口政敏君）** どうかそういうことで、いざとなったときに備えあれば憂いなしと言いますので、そういうため池をつくって渇水するときでも対応できるような対応をしていただきたい。

最後の質問でございますが、議長、5分ばかり過ぎても進めさせてくださいね、済みますから。

漁港整備についてでございますが、戸崎漁港の予算が市長、大幅に減額されました。島平は農山漁村地域整備交付金で100%出たんですよ。戸崎漁港は水産流通基盤整備事業で31%しかおいてない。担当に聞いたら、二種港と三種港の違いだ。港が大きかろうが小さかろうが関係ないですがね。何でこんな大きな減額をされるんですか。市長がされたのではないですか。

それで、合併の問題があつて市来町は、今、していませんね。この原因は、合併したらこの港の整備をしないんじゃないかという不安があるんですよ、皆さんがね。だから、しないということなんです。そんなわけはないんだけど、市来町の漁協は借金がないということで、それも一つの要因なんですけど、大きな要因はこれがあるんですよ、市長。

だから、市長も県に行って、その二種港と三種港はわかりますけれども、同じ漁民ですがね。戸崎は非常に干満の差が大きいですからね、戸崎漁港は違う。もう干潮のときには水揚げはすごいですよ。だから、そういうことを考えてですね、市長、一日も早く予算をもらうよう県に働きかけていただけませんか、市長、どうですか。あと5分しかないですから簡単に。

**○市長（田畑誠一君）** 戸崎漁港の整備というのは大きな課題であります。ただ、二種港と三種港ということで事業が変わるわけでありまして、特にここ二、三年で、この第三種の整備である農山漁村地域整備計画という予算が非常に大きく削減されております。御承知のとおり期待をして、例えば26年度も2億円でした。2億円の当初予算で、県とも協議して大体これぐらいということだったんですが、27年度も2億4,000万円、28年度も1億7,400万円ということで議会の皆さん方の議決をいただいて、市の負担分はちゃんと用意しているんです。ところが、残念ながら国から来る交付金が少なくて、大変漁民の皆さん方に申しわけないと思っております。

このことは、県にも強く要望しておりますし、県も機会あるごとにしておりますとおっしゃるんですけども、私自身も強く要望しておりますので、県にですね。この間も漁港漁場課に、毎年10月になつ

たら全国大会があるんです。全国大会があったら代表の首長で国会議員等と陳情に行きます、毎年。だから、この間私がこの戸崎のことを漁港課に行って、それだけではだめだと。私が行くから、今度は省庁、水産庁を回ろうということを話をして準備をなさいと言っております。

だから改めて、10月の全国大会はもちろん国会議員を全部回りますけれども、改めてこのことについて今度は担当課の水産庁に対して要望に行きたいと思っております。市としては大きな期待を寄せて、今、言いますように2億4,000万円というふうに予算をつけているんですよね。残念ながら来ておりません。

あと、三種港のほうの予算につきましては、いい形で予算がついているんですけど、三種港のほうは水産流通基盤整備事業という事業でやっておりますが、二種港の農山漁村というのは予算がついておりませんので、議会の皆さんと御一緒に一生懸命、要望活動をしてまいりたいと思っております。大変済まなく思っております。

**○15番（原口政敏君）** 市長、私は自分で陳情に行こうかと思うんですよ。市長が行くときには、私は自分の金で行きますから一緒に連れて行っていただけませんか。地元の国会議員も連れていきます。野間さんは違いますよ。与党の国会議員を連れて、私は言っていますから。「俺が行くときは、あんたも行けね」と、「原口さん、いつでも行くから」と言いますから、ぜひ、私は自分の金で行きますから、連れて行ってくださいよ。ねえ、市長。行くときにまた、1週間ばかり前に連絡くださいよ。行って、文句を言ってくる、安倍君に。何と云うことかと。言いますよ、私は。言いたい。何で、こんな二種港と三種港を差別するのか。

ぜひ、市長も努力されることを申し上げまして、全ての質問を私が予約した12時までに終わりましたので、終わります。

**○議長（中里純人君）** ここで、昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時15分とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時15分

**○議長（中里純人君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、福田清宏の議員の発言を許します。

[17番福田清宏君登壇]

**○17番（福田清宏君）** さきに通告いたしました事項について順次質問を行います。

1番目は、空き家解体補助金の創設についてであります。空き家になって、およそ3年以上経過した家屋に対する解体補助金の創設について伺います。

解体を進めることにより、危険廃屋が増えることを防止し、住民の不安を解消することにつながると思います。また、解体の跡地に家屋が新築されたり、土地の売買により家屋の建設が進めば新規居住者の増加が見込まれる等々、人口増加対策の一つとしてもいかがでしょうか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。答弁をいただき、その後は質問者席から行います。

[市長田畑誠一君登壇]

**○市長（田畑誠一君）** 福田清宏議員の御質問にお答えをいたします。

空き家の増加につきましては、御承知のとおり、全国的な問題となっております。本市でも、昨年度に空き家の実態調査を行い、1,250戸の空き家を把握しております。危険廃屋と認定される前に空き家を解体するための補助制度の創設につきましては、空き家の増加を抑制し、近隣の生活環境を守る上で有効な施策の一つであると、先ほど福田清宏議員のほうがお述べになりました。まさに、そのとおりだと思っております。

そこで、この施策につきましては、対象要件を考慮する必要があると思われることから、現在、策定中であります。空き家等対策計画の中で、現行の危険廃屋撤去制度の要件緩和も含めて検討してまいります。

**○17番（福田清宏君）** 御答弁をいただきました。

まさに市長、御回答いただいたとおりであると思えますし、私も先ほど述べたとおりであります。

この調査の結果でA、B、C、Dとあるんですが、

今の状況ではDの廃屋まで待たないかんという話ですから、これはとてもじゃないけど市民に受け入れられる話じゃないと思うんです。やっぱり早く、そういう何か新しいものをつくって事を運ばれることがいいのかなと。

この危険倒壊している、あるいは解体撤去が必要という判定Dの空き家まで、今はこの空き家があるからそれに向かって特措法を使ったりしながら代執行の道を開いていこうとされている、そのことはそのことで良としなきゃいけないと思います。ですが、きのうの質問の中にもありましたように、5%ぐらいずつ増えていくよという状態の中にあればあるほど、早くもうやらないと所有者もわからんごとなるし、相続の問題も大変だろうと思うんですよ。だから、一番今、空き家のことで担当課で困っているのは、所有者がわかっても、その相続の流れになったらもう相当な時間がかかるはずですよ。

自分の地区に空き家があって、もう崩れるよという状況のときに、いろいろと市の職員の皆さんにお願いをしてやりましたが、そのときはまだ税務課から情報をもらえないころでしたので。だけど、今は内々共有できるようになったんだろうと思っています。だから、そういうことを思えば、職員の皆さん方がこの空き家対策にきちんと向き合っていけるように、早目早目のそういう制度をつくっていったらどうだろうかなと。

あわせて申し上げますが、もう先ほど市長が危険廃屋解体撤去工事補助の要件緩和という言葉を使われました。まさしく私もそういうふうに思っています。この危険廃屋解体撤去工事補助の危険廃屋という4文字を外して、ここに空き家という言葉を入れて、そして空き家解体撤去工事補助という形にすれば、内容的には別にこの金額でいけるんじゃないかなと。だから、後は頭を変えて今、さっき市長答弁であった要件緩和をしていくということが可能であれば、ぜひともそういうふうに形として整えばありがたいなというふうに思うことですが、重ねてお願いします。

**○市長（田畑誠一君）** 確かに、空き家が増えていくということは隣近所の皆さんといいますか、環境

といいますか、あらゆる面でこれは好ましくない。お述べになったとおり、早目にその空き家を撤去したら、また新しい人が入ってくるといふこと等も考えられる。確かにそういった面がいいことだと思います。

問題は今、お述べになったとおり、もう崩れて倒れかかってとか、それはまさに危機廃屋ですけど、そこまで待ったら確におっしゃるとおり、相続人がどなたなのか、どこに相談をすればいいのか、そういう状況があることは確かだと思います。だからやっぱりできるだけ早目早目に打って、環境整備という点からもこの補助制度というのを充実していかなくちゃいかんかなと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、そういったことで言葉は現在危険廃屋撤去補助制度という言葉を使っていますが、この中でとにかく要件緩和というのを含めてこれから検討してまいります。

**○17番（福田清宏君）** ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

この解体補助に使う財源は、市民は拍手を送ってくれるんじゃないかと思えます。もうみんな困っているんですから。そしてまた1,250戸が増えていかなければいいけど、まだ今から増えていくわけですから。やっぱりどこかでとめないといけないと思いますので、ぜひ、ひとつ深く御検討いただきますように。もう御検討よりも形としてなりますように期待して次に進みたいと思います。

次、2番目は実家に帰ろう補助金の創設についてであります。

空き家の実家に帰って居住しようとする人に、定住人口の増加策として転入者住宅建設等補助、あるいは定住促進補助、あるいは住宅リフォーム事業補助等、本市の定住支援制度を活用した施策の創設について伺います。

**○市長（田畑誠一君）** 本市におきましては、転入者住宅建設等補助や定住促進補助につきましては、今年度から新たに夫婦いずれかが40歳未満の場合や市内業者を活用し、住宅を建設された方に対しまして、補助金の増額を行っているところであります。また、リフォーム補助につきましても、転入者まで



対象となるようUターン者向けに制度を拡充し、定住支援策の充実に努めているところであります。

実家に帰って居住する際には、Uターンや市内転居などさまざまなケースが想定されることから、今後研究してまいりたいと思っています。

**○17番（福田清宏君）** やはり市内からのこともありますけれども、市外からの呼び込みが定住人口を増やすということにつながると思います。そういうことにすると、今の在宅リフォームの事業補助の20万円では少しどうなのかなというふうに思っていて、ほかの二つ、転入者の住宅建設等の補助とかそういうのにあります50万円の補助、基礎となる金額ですね。その辺の金額が基礎として考えられるような制度になれば、ありがたいのかなという思いで質問をしておりますが、もう一遍その辺についてお答えください。

**○市長（田畑誠一君）** 昨日来、同じようなお考えで御質問をいただいておりますが、いずれにいたしましても本市へ帰っていただくということは、これはとてもいいことです。そういった観点に立ちまして。ただ、そうした場合、先ほど申し上げましたとおり、実家へ帰って居住するとなればUターンの方もおられれば市内転居の方もおられる。さまざまなケースが想定されますので、今後研究をしてまいりたいと思っています。

**○17番（福田清宏君）** やはり空き家が増加していく中にもう親御さんたち、兄弟は串木野の実家にいなくなったと。やっぱり実家に帰って一緒にまた活動しようやという住みよい串木野だったじゃないかという形の呼び戻しをまた行う必要があるのかなと。定住人口が増えることでなければ、いろいろと施策に支障が出てくるのかなということを思いながら質問をしておりますので、ぜひ、その研究のさらに一つ上にいくように御期待して、この項を終わりたいと思います。

次の3番目ですが、串木野さのさ祭り市中流し踊りについてであります。まず、串木野さのさ祭り市中流し踊りの元踊りの保存について伺います。

昭和46年1月塚田新一氏が市長に就任されて、串木野さのさをもとに竹原喬之助先生に依頼して振り

つけされた串木野さのさ祭り市中流し踊りを竹原先生直伝で習った人たちに復興、構築していただき、ビデオ等に収録録画し、串木野さのさ祭り市中流し踊りの振りつけの元踊りとして踏襲していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

**○市長（田畑誠一君）** 串木野さのさ祭りは、明治40年ごろから歌われてきた民謡串木野さのさに、舞踏家の竹原喬之助先生に従来の座踊りを市中流し踊り用に前進する振りつけをしていただき、昭和46年から塚田市長就任以来始まっております。もう今年で46回を数えるさのさ夏祭りになっております。

竹原先生が振りつけをされた元踊りについては、当時、竹原先生から指導を受けた関係者の方々の聞き取りを行うなどして詳細を検証し、保存に努めてまいりたいと思っております。

**○17番（福田清宏君）** 関係者の方々がまだ現役に近い形でおられますので、どうかひとつそういうことで取り組んでいただきたいと思うことであります。

次に、今年の7月17日に開催されました串木野さのさ祭り市中流し踊りの開始前の実行委員長の挨拶の中に、当日の南日本新聞の南風録の記事を引用された挨拶がありました。

その中には、概略を申し上げますが「南風録は本市のマグロ漁業が幾多の尊い犠牲の上に発展した沿岸漁業から遠洋漁業への歴史を伝え、小さな木造の帆船で長崎県五島列島沖にカジキ漁に出漁し、根拠地とした富江港や玉之浦港に入港した折に、町に繰り出し芸者衆とともに家族や故郷を懐かしみ、哀調漂う独特の節回しの串木野さのさをつくり上げたことを紹介しながら、前夜祭に引き継ぎ今日は本祭だ」と結んでおられます。

私は今日、この串木野さのさ祭り市中流しが祭りの起こりを忘れたかのように、大分さま変わりした様子がうかがわれてなりません。南風録の筆者はこのことを感じてお書きになったかどうかはわかりませんが、私はそういうふうに思えることであります。

ここで、この串木野さのさ祭り市中流し踊り参加

要綱を久しぶりに目に触れる機会がありました。このことについて少しお伺いをしたいと思います。参加要綱の9番目に「踊りは従来の振りつけだけでなく、他の振りつけやアレンジした振りつけなど各連で工夫しても構いません」とあります。ただし書きのところは立ちどまるような振りつけではいけませんよという記述をしてありますが、久しぶりにこの参加要綱を見てちょっと私は愕然としましたね。従来の振りつけだけではなく、従来の振りつけがわかっているか、書いてあるんですかね、これ。

それから、やはり串木野さのさ祭り市中流し踊りというのは、串木野さのさとハンヤ節がもとなのではないのでしょうか。ほかの歌が入ったり、わっしょいわっしょいと繰り出すみこしが入ったり、これはもうただ単なる夏祭り化している。そういうふう感じておまして、その辺について非常にときが変われども、やはり本髄は変わっちゃいかんのかなというふうに思うことでもありますけれども、市長も毎回参加されておられますが、いかがお思いでしょうか。お尋ねいたします。

**○市長（田畑誠一君）** 今、福田議員のほうから南風録を例に出してお話をされました。福田議員のほうも、私も漁師の集落ということで、このさのさ節には私どもだけではない市民の皆さんの多くが本当に親しみを持っておられると思うんですね。特にやはりその起源といいますか、というのは本浦の串木野の漁業者の方が五島に行って、バショウカジキ取りですかね、最初は。五島に行って何カ月も家をあけて、ふるさとを思いながら帰ってこられた。そのときの抒情といいますか、哀調を帯びたそのことがあの詞になっているんじゃないかなと思います。当時の漁は漁業者の皆さんの遠くふるさとを離れたということで、私もよくわかるような気がします。

ただ、そういったことで、この今のさのさ祭りですけれども、市中流しは確かにこの要綱に市民総参加の祭りにすることを目的として、自由な振りつけをしても構わないということが参加要綱に定めているところでもあります。そしてまた、この連の中にもそういった思いで張り切って、自由連というんですかね、こういった方の参加やらで、またそれはそれ

なりに花を添えていると私は思っておりますが、いずれにいたしましても、串木野さのさ祭りの実施に当たっては、各種団体から構成される串木野さのさ祭り実行委員会で検討協議が毎回なされております。

また、市中流し踊り参加団体の連長会でも、いろいろと御意見をいただいているところであります。振りつけの統一化につきましても、実行委員会や連長会で協議をしていただいて、伝統ある串木野さのさ祭りを末永く開催していただきたいと考えております。

**○17番（福田清宏君）** 毎年実行されます実行委員会の皆さん方の御苦労は多とするところでもあります。この人たちの努力がなければ毎年毎年のさのさの市中流し踊り、さのさ祭りも継続していかない、重々承知であります。ですがやはり、先ほども申しましたように市中流し踊りはその起こりの踊りに近づける、ハンヤ節は各連それぞれに競演し合っていく、そういうもとの戻した形の串木野さのさ祭り市中流し踊りに回帰する一番いいときかなという思いがして、今日はこういう質問をしております。

串木野市婦人会連絡協議会が昭和60年12月1日に発行した85年史「語り伝えて」という冊子がありますが、この中に、表紙はこのようにさのさの踊りと港にとまる船舶をイメージして描かれておりますが、ページを開いていくと市中流し踊り連に参加したときの写真が幾つかの婦人会の寄稿文の中に添えられております。御案内のとおり、さのさ祭り市中流しは昭和46年始まりの予定が、その年の8月5日に19号台風によって五反田川が氾濫をして大きな被害を受けました。それで翌昭和47年に延期されて開始されたと聞き及んでいるところであります。

この記念誌の中に、昭和46年10月17日、災害のあった年ですが、10月17日に串木野中学校のグラウンドで行われた市民体育大会でグラウンドいっぱいさのさを踊っている写真もまた掲載されています。大変市民の皆さんの記憶に残る写真ではないだろうかと思うところであります。

ここで市長、あえてまたお願いをしますが、やっぱり市長も漁師のせがれです。市長、この串木野さのさを歌える市長は田畑誠一市長で終わりですかね。

時代はそういうふうの流れていくかもしれません。議員の中でも串木野さのさを歌える議員は、そうたくさん昔のようにはおりません。こういうときだからこそ、さのさ祭り市中流し踊り、あるいは市中流し踊りの収録とか録画とか、あるいは参加要綱の見直し等を行って、未永くこの哀愁を帯びた人情味にあふれるさのさを継承していかないかのじゃないのかなという思いであります。

そういう思いをいたしますと、やはりさつき市長の答弁にありましたように、竹原先生に依頼して振りつけていただいた串木野さのさ祭り市中流し踊りを継承していくために、ぜひとも。もう串木野さのさを歌える最後の市長かもしれません。市長の任期のことじゃないですよ。市長の在任任期のことじゃなくて、市長になる人が、と私は思います。そういうことを含めていくと、どうしてもやはり祭りのその起こりに帰って御尽力をいただきたい、そういうふうに思うことでもありますけれども、いかがでしょうか。お伺いします。

**○市長（田畑誠一君）** 何事も基本を忘れてはいけません。よくいろいろな政治の場で言われますが、最初に井戸を掘った人というのは田中角栄さんの言葉ですか、中国のことわざを引用して話されたわけですが、何事も本当に基本を忘れてはいけないというふうに思います。また、その今度は基本に対して新たな発想というのを加えるということも、また大事だと思います。その辺の調和が非常に大事だと思いますが、串木野さのさ祭りは先ほどからお述べになっておられますように、この漁師町と言えいいのでしょうか、もちろん農業も商業もありますけど、かつてマグロの町と、漁業の町と言われたこの串木野の沿革の中で、この哀調を帯びたさのさ節というのは、これはこれは本当に人の心を和ませて、何ですか、新たな思いをさせるものであります。

いずれにいたしましても、そういった意味で塚田市長さんのときにつくられたこのさのさ祭りが、要はいちき串木野市民の皆さんの明日への活力を生むという、明日への希望を生む、夢を描くというそういう大きな目的を持っているんじゃないかなというふうに私は思っております。

これまでの原点というのを大事にしながら、したがって、そんなもろもろの考え方を実行委員の皆さんやら、それから連長会ですか、皆さんに出していただいて、自由闊達なひとつ意見を出してもらって、一つのまた方向性を出してもらったかなというふうに思っております。

**○17番（福田清宏君）** いろいろな意見があると思いますし、またいろいろな意見を出していただきたいと思います。牛深のハンヤ節にしてもそうですね。いつ行っても、三、四回行ってはいますが、引き込まれますね。つい最近では山鹿灯籠祭りにちょっと顔を出しました。やぐらを中心に七重、八重に1,000人の踊り手であります。それはブランドであるんですが、そのほかに道路では市中流しもありました。そういうことでやはり歴史の流れにあって事柄が進んでいるという、やっぱり変わらないものの中心となるものがどこかにあるんだなという思いをしながら見させていただいたことであります。市長のお言葉のとおり、事柄が一つでも前に進みますように御期待を申し上げて、この項を終わりたいと思います。

4番目は避難道路、避難階段の整備についてであります。

讃岐公園、えびすヶ丘にあります、その西側にある三つの階段に手すりをつけることはできないかお伺いをいたします。

手すりの設置状況は全階段、全てにおいて中央部に手すりが設置されております。市は各自治公民館に防災会の組織づくりを推進しております。その中で、防災会を組織して港町公民館が2回、木屋公民館が3回、避難場所を讃岐公園と定めて防災訓練を行っております。今年8月21日に2回目の防災訓練を実施しました港町公民館の訓練において、階段中央の手すりを伝わり公園目指して上がる中で、階段の手すりが中央1カ所のために公園まで上がるのにお年寄りの足ではなかなか前に進まない、こういう状況が生まれたようであります。

特に、公園中央付近に位置します階段は、急な上りに加えて40段プラス8段という階段なんです。ここで、とにかくお年寄りの歩みがとまったと。それ

で、真ん中の手すりだけなものですから、両脇はあいているんですよ、だけど手すりをつかまえないと上がれないという人が多いので、そういうことからして、ぜひとも両側に手すりの設置はできないかということの訓練の結果からしての申し出であります。この階段の手すりを両側に設置する必要があると思いますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

**○まちづくり防災課長（瀬川 大君）** 讃岐公園の西側階段につきましては、階段スペースの有効活用に加えまして、左右どちらの手を添えても上り下りできるように、議員仰せのとおり階段の中央に手すりを設置しております。讃岐公園は津波避難適用場所に指定しております、避難の際はこれらの階段を利用することになります。

現状では、先ほどもありましたように、階段の幅を考慮しますと中央の手すりに手を添えて2列、その両脇を手すりを使わずに一人は通れる状況にはあります。しかしながら、避難通路の確保や改善につきましては防災上重要な要素でもありますので、避難訓練時の状況等を検証するとともに、地域とも一緒になって協議しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○17番（福田清宏君）** ぜひとも、そういうふうに思います。市はやっぱり各自治公民館に防災会の設置を進めているんですね。それをいただいて、防災会の活動として防災訓練をやった結果がこんな事案が出たよということについては、イの一番に取り上げてやってほしい。そのことが避難経路がどうのこうのとか、避難道路がどうのこうのとかという議論に対して市が示せる態度だろうというふうに思うことであります。今の答弁のとおりひとつ、この該当する自治公民館ともお話をいただいて、早急にその対応がなされますように期待したいと思います。この項は終わって次に進みます。

5番目は公園の整備についてであります。

一つ目は、文京町公園、正式な名称は御倉町公園で新生町地内にある御倉町公園ということですが、この公園の道路沿いの擬木フェンスと道路との間の樹木伐採、除去はできないかお伺いをいたします。

現在の状況は暗くて鬱蒼として、樹木フェンスや公園の中が道路から見えない状況にあります。したがって、親は子供たちを公園で遊ばせない、子供たちもまた遊ばない。こういう公園になっております。この状況を改善して子供たちが遊ぶようにするために、南北に伸びる擬木のフェンスの外側全部、半分以上擬木が草木に隠れています。その道路側は土手にもまたいっぱい樹木があります。こういう樹木を伐採除去して、道路から公園内が見えるようにすると親も遊ばせるでしょうし、子供もまた遊ぶようになるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

**○土木課長（平石英明君）** 御倉町公園内にある文京町団地横の広場は、昭和56年度の県民自然レクリエーション村整備事業にて整備されており、地区住民の憩いの場として利用されているところであります。公園も整備より35年が経過し、当時植樹された樹木も大きくなり、公園で遊ぶ子供たちを見守る保護者や住民が高くなった樹木で公園内が見えにくくなっております。

今後の対策としまして、公園を囲む周囲の樹木を低目に剪定し、公園の視界改善と防犯対策に努めてまいります。

**○17番（福田清宏君）** 憩いの場として利用するように設置されたんでしょうけど、その用をなしていないんですね、今ね。そして市の都市公園条例の中に少し文言としてあるのは、容易に利用することができるように公園を配置するということが出てきますので、そういうことからするとやっぱり使うのに支障のあるところは公園とは言わないのかなという思いですが、あわせて今、低目に剪定ということがありましたけど、だめです。低目に剪定したって誰も入りません。擬木のフェンスがあるんだから、必要ないと思う、樹木は。四角でいえば三面は森ですよ。全面には要らないと思う、樹木は。そうしないとあそこの公園の広さも見えなければ奥も見えんですよ。

だから、低く剪定じゃなくて撤去する、伐採することじゃないと。大きな樹木は別ですよ。間に二、三本大きいのがありますけどね、これはまた

時に応じて切ってもらえばいいから。だけど、もう花、樹木類は全部外してもらわんと中は見えません。中が見えないとせっかくお金使って剪定しても利用しない公園ということになるから、それではいけないと思います。

もう一度市長、その辺のお考えをお尋ねします。

**○土木課長（平石英明君）** 現在、擬木のところ手前のほう10メートルほどは剪定をしまして低くしております。その先が20メートルほどでございますが、そこがおっしゃるように見えなくなっているところでございますので、まずは手前の10メートルと同じように伐採をしまして、剪定をして低目にして、まず外から見えるように、そういった剪定を考えていきたいと思っております。

**○17番（福田清宏君）** やっぱり剪定するんですね。今、10メートル選定してあるのがあれでいいと思っ言っているんですか。私はあれでは使わない、子供たちはということ言っているんですよ。だから、やっぱりあそこは剪定は必要ない私は思う。そのたびにあの丈夫な擬木がフェンスとしてあるじゃない。あれは道路に面してちょっと高いから、ああい擬木のフェンスになったんだろうと思うけれども、あの調子で10メートル後も剪定したら、1週間したら中は見えんごとなるんですよ。そんな金を捨てるようなことは今、余裕はないでしょう。だから、もう根本的に外してしまったほうがいいですよ。

三面は森なんですよ、あそこは。だから樹木がどうのこうのという公園じゃないの。だから前面はきれいに外して、そして中がきれいに見えるようにして、親御さんも心配せずに、子供もまた心配せずに遊べる公園にしてほしいと思っておりますが、やっぱり剪定しますか。

**○土木課長（平石英明君）** 現地で検討させていただきたいと思っております。

**○17番（福田清宏君）** ぜひ、そうしてくださいよ。少なくとも子供が遊ばない公園は公園じゃないと私は思いますかね。誰もあそこは入っていない公園の敷地なんですよ。それをそのまま都市公園条例の中にある公園ですよって言えないですよ。単なる広場じゃないんですよ。そういうことからしても、やは

り現地に行っても私が今、申したようなことを考えながらやってください。剪定しても1週間で元に戻りますからだめなんです。

だから、あの土手はもう全部外す、そういうことでやらないと、特に10メートル先から北側のブロックしてあるところはちょうど見る高さにいい高さですからね。そこに剪定された木がくると見えんですよ。だから、もう全て外す方向での検討をされるようにということをお願いして、この項はもう終わろうな。もう同じようなことになると思いますのでひとつ、ぜひそういうことで公園として子供たちの声が響きわたるような公園にしてくださいよ。そして親御さんたちも安心して自分の留守中子供たちが遊べる公園にぜひともなるようにしてください。そういうことを期待して、先に行きます。

入り口から3メートルぐらいの側溝の蓋板はどうなりましたか。そのままですか。つける予定がありますか。

**○土木課長（平石英明君）** あれは市道の部分からの側溝のところでしょうか。

**○17番（福田清宏君）** 公園の入り口。

**○土木課長（平石英明君）** はい、それは蓋をするようにしております。

**○17番（福田清宏君）** 一つ一つこうして上がってきたときに、真剣に取り組んでください。やっぱり市長も一生懸命子育てのことで、いろいろな制度をつくっておられます。その子供たちが一生懸命手足を伸ばして遊べる場所が今のような鬱蒼とした状態で使えない、これはちょっと違うと思う。やっぱりそういう制度に合わせて公園もきれいに子供たちが使えるように、ぜひともしてほしいと思っておりますが、そういうことでこの項は終わって次に進めさせていただきます。

次は、御倉町公園から北側の御倉山に渡る短い橋があるんですが、それが長いことそのまま「危険 危ないので渡れません」という看板が一つあるんですけど、出入り自由です。完全に締め切っちゃないの。だから誰だったって渡ろうと思えば渡れるし、乗ろうと思えば乗れるし、乗って揺さぶろうと思えば揺さぶってということが出来る現状なん

ですよね。こういうことが長く続いておりましたので、改修の予定について何うということで通告しましたら、この9月の補正に予算化されているよとか何とかという話が後に出てきましたけれども、それを含めてお伺いいたします。

**○土木課長（平石英明君）** 御倉町公園から御倉山に渡る短いつり橋も、文京町団地横にある広場と同様に、昭和56年度の県民自然レクリエーション村整備事業にて整備されております。整備よりこれも35年が経過し、踏み板やつり橋のワイヤーを支える鋼材などの腐食により、現在、使用禁止としているところでございます。

つり橋は揺れるために高齢者などには渡りにくいことから、今回は鉄骨で固定した橋へ変更し、踏み板などの修復を行い、安全で渡りやすい橋になるよう9月補正にて提案しているところであります。

**○17番（福田清宏君）** 固定した橋にするの。あれね、ウォーキングのコースの中で唯一変化のある渡り橋なんです。観光のことをいう流れの中では逆行しているような気がするね。珍しいと言って喜んでですよ、みんな。あの橋を渡ると。だから、予算計上されてということでの説明だから、当該の委員会だからそのときに、また詳しく聞きたいと思いますが、ただそれはちょっと違うと思う。

讃岐公園から御倉山を通過して長崎鼻まで遊歩道を貫通させよう、青少年教育のためにというのが塚田市政のときの旗印だったんだよね。途中までだけ、その計画ができていのはね。その中の一つとしてできたのがあのつり橋なのよ。で、今、本浦地区にあっても、ぶらり本浦ということで1時間半、2時間かけて本浦を1周しています。その中のコースの中にも入っているんです、つり橋が。つり橋だから入れるんですよ。

そういうことを考えると、ただ単に危険防止、危ないからとか何とかという話じゃなくて、あるべき姿は今の姿かなど。だけど、監視は常時しなきゃいかん、どっちにしてもね。固定であろうが、つり橋であろうがせないかんと思いますが、ちょっと残念ですね、今の説明のようであれば。ただ、ここでは事故があってははいけないので、さっき言ったように

出入り自由だからね、今。出入り自由の条件で、ただ看板が危険だから入るなというだけのことで、そのことを早く終わらせないと事故があってから責任問題やら発生したら大変ですよ。だから、早々に取り組んでいただきたいと思うことですね。

土木課長、いろいろ市長答弁してはいますが、市長の答弁として受けていいですね。市長の答弁として受けていいんですか、課長の答弁は。では、そのように聞いていきますが、ちょっとまた産業建設委員会でこの橋の計上については、また意見を述べさせてもらうこととして、ここではもう差し控えさせていただきます。

次、三つ目は、かもめ公園グラウンドの整備について伺います。

平成27年9月の定例会の一般質問において同じ質問をいたしました。市長から早速に予算をつけて整備しますという答えをいただいて、ゲートボール場として整備されたところは、すぐに砂の入れかえが行われて大変喜んでおられます。ところが、広いグラウンドのほうは、もうぼつぼつコンクリート状になるんですよ、時期的に。流しのときはそこまでないんですけどね、今から先はもうコンクリートです。だから、それなりの経費はかかるとは思いますけれども、もうみんなが首を長くして待っています。いつ市長はしてくださるのかなという思いで待っていますので、どうでしょうか。今、言えるか言えないかわかりませんが、いつごろになったらということがお答えできるのであれば、答えてください。

**○土木課長（平石英明君）** 昨年要望をいただきましたかもめ公園グラウンドの整備であります。

サブグラウンドであるゲートボール場につきましては、早速、真砂土を補充し、整備をしたところではありますが、メイングラウンドである多目的広場につきましては、再度調査をしましたところ、300立方メートルほどの真砂土を補充する必要があり、多額の費用が見込まれることから所有者である鹿児島県と市の負担割合を調整するため、県へ再度要望したところでございます。

今後も引き続き要望し、早期の整備実施に向けて努めてまいります。

**○17番（福田清宏君）** そのときも私も申しましたけど、市長の答弁にもありましたが、県の施設といえども使っているのは市民なんですよね。市民以外は使いませんので、やはり市の施設としてどうするかという思いで取り組んでほしい。だから、あまりこのやりますというお言葉をいただいて長く放置することは、あそこを使う人たちにとっては失望していく姿に見えてきますので、今、まだかまだかということで首を長くして待っていらっしゃる状態ですので、一日も早く努力が実を結びますように重ねて要望いたします。

以上をもって全てを終わります。ありがとうございました。

**○議長（中里純人君）** 次に、福田道代議員の発言を許します。

[2番福田道代君登壇]

**○2番（福田道代君）** 私は日本共産党を代表して、事前に通告しておりました5点について、質問を行います。

まず最初は、川内原発についてです。

震度7の熊本地震以来、人体に感じる地震は2,000回を超え、川内原発への市民の不安はますます広がっております。先日の益城町での震度5弱の地震で、あらためて自然災害の恐ろしさを実感したところです。

三反園新知事は、熊本地震を受け、川内原発運転の一時停止と再点検を二度にわたって九州電力に申し入れました。

あわせて、原発の方が一の重大事故における現行の避難計画の見直しにも意欲的ですが、市長の見解をお伺いいたします。

[市長田畑誠一君登壇]

**○市長（田畑誠一君）** 福田道代議員の御質問にお答えをいたします。

川内原発についてであります。

三反園新知事におかれましては、マニフェストのとおり、早速川内原発の一時停止と再点検を申し入れをなさいました。これは県民の不安の払拭をするために、申し入れをされたものにとらえております。

要請には低レベル放射性廃棄物の保管体制の強化

など、定期検査に入っていない施設の安全性確認の実施や、自治体の避難計画に対する支援、情報発信の透明性も求められております。

今回の申し出により、施設の検証など新たな対応がなされて、市民のために安全性が高まるとすれば市民にとって大変有益なことではないかと考えております。

**○2番（福田道代君）** まず、避難計画の問題も含めて、さまざまな問題に渡って、三反園知事は今の熊本地震を受けて、県民の願いをとということで要請を行われているわけです。9月7日は福岡の九州電力の本社にも参られて、具体的なお話もされているような状況が、マスコミを通して、そして新聞でも報道されておりました。

この中で、まず私が前回の市長に対して質問いたしましたのは、川内原発のいったん中止をと求めるということでしたおりましたが、その点で、きのうの中村議員、同僚議員にもそういう答弁がございましたが、規制委員会の判断があるということと言われておりましたが。この前の答弁の中でも、科学的に専門的な判断に委ねられるものという言い方で市長の答弁がございました。

しかし、まず最初にその科学的な規制委員会かどうかというのは、今、私は市長の意見に対しては、ちょっと疑問を持っておりますし、意見としては、やはりさまざまな規制委員会の資料が、専門的に各から批判をされているというのが、すごく今ございまして。

その中で、特に規制委員会が提出をしております資料で、実用発電用の原子炉に係る規制基準の考え方についてというのを作成して、その中できわめて、元中央大学の教授の核燃料の科学の専門家の館野淳さんっておっしゃる大学の教授ですけれども、やはり十分な国民の合意を得ないまま規制基準が作成され、いつの間にか規制が裁量権を持つと宣言をしているということ。これは国民の生命安全を守るという、原子炉などの規制法の本質から不当と言わざるを得ませんというのが一つの指摘と、もう一つは、やはり高浜原発の3、4号機の運転差し止め訴訟の弁護団長でございます井戸謙一弁護士が、専門家に

ほどの程度のリスクがあるかを数字で説明することはできるかもしれないが、しかし専門家ができるのはそこまでであって、そのリスクを受け入れるかどうかは市民の側が決めることだと述べて、この規制委員会の主張の問題点を指摘をしているということが、現在そういう問題も、最近の7月時点で報道もされておりました。

そういう中で、確かに川内原発の問題は、またあらためて地震がまた来るんじゃないかという、市民が先だつての地震の震度5弱に対しての不安を覚えたのは確かだと思いますし、そういう中で、やはりいったん停止。確かに10月には1号機が停止をするということでは、もう予定はされているんですけど、その前に本当にどうかということを確認をする必要が、やはりあるということで、2回も三反園知事は川内原発の九電に要請をされているわけなんですけれども、その問題につきましては、いかがでしょうか。市長としては。

**○市長（田畑誠一君）** 熊本地震における川内原発の自動停止装置は、その設定値をかなり大きく下回っております。安全上重要な施設の確認が行われた上で運転を継続しており、活断層については布田川・日奈久断層のほか、近隣の市来断層や断層帯などによる地震を評価し、規制委員会において確認をされております。

基本的には、これらは規制委員会の科学的、専門的判断に委ねられるべきものと考えておりますが、三反園新知事におかれましては、県民の不安の払拭のために申し入れをされたものと捉えております。

**○2番（福田道代君）** どうしても、そのところが、新規制基準に基づいた審査ということの、科学的な数字的な条件のもとでと言われるところは、なかなか一致できないところなので、これはまたにいたします。避難計画の問題なんですけれども、一応、いちき串木野の避難といいますが、いったらその5.6キロ、羽島から実際に13キロ、いちき串木野全域がこう入るという、そういうような私たちの町なんです。3万人弱が住んでおります。

そういう中で、避難の体制というのが、今の現状でしたら、やはり一時屋内待機ということになって

おりまして、その問題でも相当具体的な状況を詰めていかなければ、避難できないんじゃないかなと。

いろんな経験を公民館ごとにされた方たちも含めて、そういうようなお話も出ております。実際に、その避難をしていく段階で、私たちがやはり見直していく問題というのは、三反園知事も自分も体験をされて、いろいろと言われているわけですが、やはりその点について、具体的な。

先だつて、県からのそういう担当者が、こちらのほうに見えて、月1回か何かの、そういう議長とか市長などとお話、要望もされたということですけども、その点については具体的な、いちき串木野市の避難状況については、格別な内容というのはされているのでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** この原発問題につきましては、これはもうあつてはいけないんですよ。あつてはいけないんですが、万一に備えて大事なことは、先ほどから力説しておいで避難経路です。避難計画ですね。このことにつきましては、市といたしまして、議会の皆さんといろいろ意見をまぜ合わせながら、本市としては、三つの避難経路を一応計画しております。

でも、その三つが寸断された場合はどうするかということは、国、県へ要請するとか、いろいろありますが、いずれにしても、その避難経路、避難計画ちゅうのは大事であつて、それぞれの集落の皆さんで、自らこの避難経路そのものをたどってみるとか。あちこちで皆さん方がそういう行動に移しておられることは、大変、この何といいますか、ありがたいといえますかね。そういう自覚をお持ちになっておられるちゅうことは、とってもいいことだと思っております。

そこで、その具体的な避難経路ですけども、今回の熊本地震によって、その熊本地震からやっぱり検証を得られる知見等があると思います。そういった面は、やはり科学的、専門的見地から、国の原子力災害対策指針の検討がなされるべきだと考えております。また、きつとなされると思いますが。

また、知事自ら本市をはじめ、原発周辺の視察をされており、今後、お述べになっておられますよう



に、避難計画を検証し、見直しの必要性について検討される意向を示しておいでですので、その推移を注視するとともに、県の指導も積極的に取り組もうとおっしゃっておいでですから、県の指導も仰ぎながら、連携を図り、本市の避難計画の改善につなげてまいりたいと、現段階では考えております。

**○2番（福田道代君）** 実際の避難計画というのは、避難計画まあ30キロ圏の自治体に、国が策定を義務づけているということがあるんですけども、県内は9市町がその中の対象となっております、私たちも実効性のある避難計画をということで、県に意見を上げたという、それは伊藤知事のときに上げたという経緯もあるんですけども。

やはりそれは、今、市長が言われたみたいに、知事がリーダーシップをとっていくということは、当然のことなんですけれども、やはり私たちが一番心配しておりますのは、避難計画の見直しは急がなければいけないと同時に、今、稼働してるわけですね。稼働して、熊本地震もいつどうなるかわからないような現状にあるという中で、そういう、国の原子力災害対策指針では、5キロから30キロの住民は原則的に屋内退避して、放射線が上がれば避難をしていく、段階避難というのが前提になっているんですけども。

原子力事故と地震とか、そういう連動するような複合災害になったときに、屋内退避、熊本の状況を見て、とてもじゃないけど、二度も、ああいう本震が後にくるような状況、震度7というのが来たら、とてもじゃないけれども、もう屋内退避では市民が本当に大変な状況に置かれて、押しつぶされるという現状もあるということ、実際にかいま見てまいりました。

そういう中で、やはりこの熊本地震クラスの地震を想定していけば、段階的な避難というのは、とてもじゃないけどできないということが、如実になってまいりますので、そのあたりをやはりいろいろと、市長も知事もまた、いろいろとこういう意見とか出したりとか、交流なさるときがあると思うので、そのあたりを、もう知事もわかってらっしゃるかもわかりませんが、あえてやはり、この本当は危

険な状況にあるということは、言っただけならと思います。

**○市長（田畑誠一君）** 避難計画を練り直し練り直し、充実させていかなければいけないわけですが、実際そういった事態になったら、本当に大変な、やはり混乱もやっぱり生ずる面もあると、確かに思います。だから、そういった面を考え合わせて、繰り返し繰り返し、その充実のために計画を見直していくべきだと思います。

幸いと申しますか、知事自らそういったことに注視して、意欲的に取り組もうとしておいででありますので、県としっかり連携をとりながら、また指導も仰ぎながら、また、市としての意見は述べながら、住民の安全を守るために、よりよい、より充実した避難計画を作成に当たって、これからも取り組んでまいりたいと思っております。

**○2番（福田道代君）** それでは、次の2番目の国保事業について伺ってまいります。

2015年の5月に、持続可能な医療保険制度を構築するための一部を改正する法が成立いたしました。この法律はその名称が示すとおり、国民健康保険法を改定することが大きな目的であり、2018年度からは国保の保険者は都道府県と市町村になります。

2018年度から実施予定の国保の広域化に向けた本市の取り組みについて、数点にわたって伺います。

まず、広域化によるメリットについて伺います。

**○市長（田畑誠一君）** 国保の県と市町村の共同運営による広域化によるメリットは何かというお尋ねであります。

お述べになりましたとおり、平成30年度から国保は県を一つの単位として運営をされます。広域化後の被保険者のメリットとしましては、高額医療費の多数該当があります。これは1カ月の治療費が高額になった場合、現在は1カ年以内に4カ月以上高額に該当すれば限度額が引き下げられますが、広域後は同じ保険者は県でありますので、県が保険者であることから、県内転居であればその該当月数が通算できるようになり、現在より有利になります。

また、運営全体を考えて申し上げますと、事業規模が大きくなり、高額治療費の多発や大規模なイン

フルエンザ流行などが生じて、県において確実に医療機関に保険給付費の支払いがされるなど、規模が大きくなるだけに、安定した運営ができるのではなからうかというふうに捉えております。

**○2番（福田道代君）** この市町村が運営する国民健康保険を政府が都道府県化することで、この求めていった、打ち出していったということで、今言われました内容が実際に広域化になって、このように高額医療の広域化で、この広域運営によって高額医療者の負担が少なくなるというような状況とか、事業規模が大きくなるので、県の安定してくるということは、本当にそういうような状況が実際に出るのか、私はちょっと懸念しているんですけども。

国保の構造的なさまざまな問題があるんですけど、それを解決していくということではなくて、もっとなかなか負担が大きくなっていくというのか。国民健康保険で、今、実際にやっているのが、市町村が担って、結局、国民健康保険の税も集めておりますし。そして、こういうような中で、さまざまな対応もしてきているんですけども、実際そここのところのメリットというのは、何かちょっとよく理解できないんですけども。

こういう変化が、やはり具体的に変化というのか、そういうメリットが出るんですか。本当に、そういう意味では。

**○市長（田畑誠一君）** この国民健康保険制度というのは、国民の健康を守るという観点から、国民簡易保険ということで、昭和36年ですかね、から、この国民健康保険制度というのが始まって。これは世界でも類を見ないぐらい、国民の健康を守るという点では、いい制度でスタートしたんじゃないかならうかと思っております。

しかるに、だんだんだんだん、何ですか、高齢化社会といいますか、そういったこと等で、本市も26年でいったら、医療費一人当たり第1位であります。でも、保険料の負担は19市で11位ですね。

だから、そういった中で、国保全体が日本全国ほとんどの自治体、大都会は別でしょうけど、ほとんどの自治体が、その運営、経営がどうも何か厳しい状況になったということは、とりもなおさず国民の

健康を守れないわけでありますから。

そういったことで、この保険者そのものを地方自治体の財政の脆弱なところで、全部がいままでそれぞれがしておったわけですから、やっていけないんで都道府県単位で大きくくくって、規模を大きくして、県全体があまねく県全部の自治体の運営の責任を持つという形で進められたのが、この今度の30年度からの都道府県単位の運営というふうに、私は捉えておりますので。

それは、やっぱり我々国民一人ひとりからとって、メリットのある安定した運営ができるという点では、やはり期待をしていくべきだというふうに思っております。

**○健康増進課長（所崎重夫君）** 市町村にとってのメリットということで、先ほど事業規模が大きくなればという話なんですけれども、やはり市町村、特に町村等にとって被保険者数が少ない町村で、急に大きな手術をされたとか、もう1,000万も2,000万もかかるような大きな手術を1人じゃなくて、急に多数、4、5人急に発生した場合等になってくると、結局、何千万というお金をその市町村は独自で賄わないといけないということになってきます。それを賄おうとなれば、保険料を値上げをしないといけないということになってきますので、それが県になってきますと、それをもう鹿児島県全体で賄っていくと。

県のほうが責任を持って、医療機関のほうに、そういう医療費を確実に支払うことができるということになってきますので、小規模の町村にとっては、やはりこういう保険者が大きくなるというのは、大きなメリットの一つになっていくんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

**○2番（福田道代君）** 小さな市町村にとっては、一つのそういう特別大きな手術とかが発生したときには、メリットになっていくというような答弁でございましたけれども。今後、医療の、私はある面では抑制にもつながっていく一つの側面があるんじゃないかなと思っているんですけども。

今後、都道府県のやることがいろいろあるんです

けれども、その中で、やはり今、私たちが払っている保険の状況ですよね。保険のまず範囲というか、ある程度その中でいろんな病気の措置をしたり、いろいろとやられているんですけれども。

この国が提示をする標準的な保険料の暫定が幾らかあって。それに基づいて市町村にもかぶさってくるんだと思いますけれども、そういう状況も鑑みたときには、やはり広域化によるメリットというのは、何かちょっとよく……。まあ、今、市長も言われ、そして担当課長も言われました、そういうようなことで、受けとめておきたいと思います。

その後、2点目なんですけれども、財政調整基金が市単独で持てるかという問題で、これは今、基金として今現在、6億4,800万円ぐらいの基金があるかと思うんですけれども。そういう問題は、広域化になったときには、どのような状態になるんでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** 財政調整基金の話ではありますが、広域化後も市町村の基金として残すことになります。国民健康保険基金は、平成26年度に4,000万円、平成27年度5,000万円を取り崩しました。そして、今お述べになったとおり、平成27年度末現在6億4,800万円であります。基金残高ですね。ただ、これからが問題であります。

今年度は4億1,000万円ほどを事業に充てる予定であります。そうしますと、平成28年度末の基金残高は2億3,800万円の見込みになります。このような状況でいきますと、29年度中にも枯渇するおそれも出てきております。

27年末は6億4,000万円もあるわけではありますが、そういう状況を今、懸念をされているところであります。

**○2番（福田道代君）** 2億3,800万円ですか、基金残高というような状況になってくるということで、これはこれとして必要かもわからない、必要というか。今から先は、インフルエンザとかいろんな広域的な状況というのは、県でやるというような、多分そういう方法を示されるので、そういう問題はなくなるとは思いますけど。

ただ、先に保険料を納付していくというような状

況が講じてきますので、それに対して先もって払っていくというのと、同時にあと未納、未収になっているという形で、未収になってなかなか払えない人たちの対応も、このお金でやっていくというような状況かとも思いますけれども。うちの場合は、基金でやりくりをいろいろされています。

3番目に入っていきますけれども、他の市町村では一般会計からの法定外の繰り入れの保険料で引き下げを行っているところが、19市町村の中でも相当あるというふうに思っておりますけれども。

そういう中で、この本市が今後、例えばですよ。その基金がだんだんなくなっていくというような状況の中で、本市の今後のこの法定外繰り入れのそういう引き下げ、繰り入れを行って、もっと今大変な市民の暮らし、保険料を引き下げて、市民の暮らしを安定していくというような状況、そういうことは、どういうふうに考えていらっしゃるんでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** 一般会計からのこの法定外繰り入れによる保険税の引き下げについてであります。

国保税につきましては、本市は平成22年度から引き下げを実施しており、今年度も継続して実施中であります。ちなみに、一人当たり平均7.6%、細かく言いますと6,689円、1世帯当たり平均7.6%。1万1,285円の減を今、実施中であります。

歳入の税収につきましては、長引く景気低迷、被保険者数の減少により、平成26年度決算で一人当たりの調定額が7万5,840円で、19市中11位です。平成27年度の決算で、これは速報値であります。7万3,368円で15位と、年々低くなってきております。

また、一人当たりの医療費は、平成26年度決算では48万5,624円で、19市中第1位であります。27年度の決算、これは速報値であります。49億8,210円で、第2位ではなかろうかというふうに予測しております。高医療費の状況が続いております。

しかしながら、ありがたいことに医療費そのものは、26年でいいますと1位ですけど、保険料は11位なんですよね、支払っているのは。そういう状況であります。

このように支出面は毎年伸び続けて、収入面は

年々減少してきている。これが先ほど申し上げました基金を取り崩すことになっているということになります。そして、基金を取り崩して財政調整を現在まで図っているところであります。

一般会計からの法定外繰り入れをすることにつきましては、国保税引き下げにつきましては、国、県から一般会計から繰り入れることによって、国保税を引き下げるちゅうことですね。これは、国、県から、好ましくないという強い指導がなされている現状にあります。

また、平成30年度の広域化後は、県への納付金に不足が生じた場合は、一般会計から借り入れるのではなく、県が設置した安定化基金から借り入れをすることとされております。

**○健康増進課長（所崎重夫君）** ちょっと今の市長の答弁のところ、平成27年度の一人当たりの医療費の決算の速報値のところですが、一応、速報値では49万8,210円ということで、よろしく願いいたします。

以上です。

**○2番（福田道代君）** 繰り入れは好ましくないと、いろいろなそういう言われ方をしましたけれども、ほとんどのこの市町村がこの繰り入れ、鹿児島市などは相当大きな金額の繰り入れをやっているという状況がございます。

ただ、うちの場合は、その基金も一定、今までございましたので、基金積み立てによって取り崩して、一応、保険料を引き下げていって、上位から本当二、三番目というようなところを、時期もございましたけれども、それが大分、変更してきているというような実態だと思います。

ただ、いちき串木野で見ましたときに、国保料の滞納の関係、やはりこれは国保料が高いからじゃないかなというような状況でいましたところ、滞納世帯というのも結構高いんですね。それが22年度で見ましたら17.4%。そして短期証とか資格証の交付世帯というのが、両方合わせて375人という形で。

それがまた急激に、25年度から27年度にかけて、この滞納世帯が急激に減に転じてるんですね。この25年度というのが5.3%になっておりますし、

ただ、27年度は国保世帯、これは滞納世帯というのが、ちょっとごめんなさい。数字が出てないのであれなんですけど、5.3%という形で抑えられてきてるんですね。

ここの交付世帯数というのが多くなって押さえられて、そういうような今状況が、この資料を見たら出てきてるんですけれども。これは、やはりちょっと一定の滞納者に対しての、やはり差し押さえとかいろんなそういう問題も生じて、こういうふうになっているんじゃないかなという懸念もしております。

この中で、特に高校生などがいる世帯があるのに、短期被保険者証というのが交付世帯の中で242人の世帯の中で、108人も高校世代とかそういう世代がいるところがありますので、これはちょっと市民の生活の状況とか、やはりもう少し具体的な実態をつかんで、対応していかなければいけない市民生活じゃないかなと、この内容を見て理解してるところなんですけれども。

今の状況の市長の説明の中にございました、その繰り入れの問題に続きまして、この4番目なんですけれども、国の財政支援金というのが国保税に活用すべきという、そういうふうなところで、国が財政支援金を出しているんですけれども、そのことについては、いかがでしょうか。

それがこの国民健康保険の中に繰り入れられているんでしょうか。金額的には、ちょっとよく状況を、私はちょっと資料として持ち合わせていないんですけれども、どういうふうな実態なのか。

**○健康増進課長（所崎重夫君）** 国からの財政支援金への国保税への活用についてということだと思いますが、国においては平成25年からの社会保障改革プログラム法や、平成27年の持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の制定に基づき、国保に対する基盤安定負担金としての財政支援策を拡充してきております。

主なるものは、平成27年度から約1,700億円規模による低所得者対策としての保険者支援制度の拡充や、保険料軽減措置の拡充を実施しており、平成30年度からは、毎年また約1,700億円規模の財政調整機能の強化がされることになっております。

これらは、全て国民健康保険特別会計の歳入のほうに多くを繰り入れることで、国保税の引き下げ財源とするようにしております。

以上です。

**○2番（福田道代君）** 今、ほとんどをそういう形で繰り入れるということなんですけど、金額ではいちき串木野市が今現在、繰り入れてるのが幾らになるか。厚生省は、被保険者一人当たり大体5,000円の財政改善対応効果が出るんじゃないかと言っているんですけども。

その問題と、そして2016年度の国保への支援という形では、400億円程度を財政安定化基金に入れて、システム改善費もこれは国ですけど180億円。保険支援の額は2015年と同様に1,700億円と言っていましたけど、1,664億円だったので1,664億円と入れて、市町村は国保への保険者支援への活用をということで、言っているんですけども。その点については、いかかですか。

**○健康増進課長（所崎重夫君）** 平成27年度からのこの約1,700億円というのは、先ほど低所得者対策としての保険者支援の拡充ということで言いましたけれども、これは国保税のほうで7割、5割、2割の軽減を受けてる方がいらっしゃいますけれども、7割軽減の方が12%で、5割軽減の方が6%だったのを7割軽減の方を15%、5割軽減の方を14%で、新たにこの2割軽減の方にも国が補助をするということで、その方々については13%補助をしますよということで拡充をしております。

それから、保険料軽減措置のほうも7割、5割、2割の方々について、所得のほうの額に控除額があるわけですけども、それを拡充するという形にしております。

従前は5割軽減の方々については、被保険者数掛ける26万円だったところを被保険者数掛ける26万5,000円と、2割軽減の方は47万円掛ける被保険者数というところだったところを48万円掛ける被保険者数という形で、その控除額を大きくすることで、国保税に係る金額を引き下げると。そういう財源にこの1,700億円を使いなさいよという形にしております。

それから、30年度からのその1,700万円というのは、調整交付いわゆる国保にやる調整交付金をメインにすると。それから、先ほど言われた、県にその安定化基金をつくりますので、その安定化基金のほうの財源に一部使うとか、そういったような補助が始まるということで聞いております。

以上です。

**○2番（福田道代君）** わかりました。一応、国が出した分は、低所得者の対策という形で一応使って、今、保険料としては引き下げてきてる。これが一般会計からの繰り入れの分に使われている自治体もあるので、そういうことをちょっとお尋ねをいたしました。

5点目なんですけれども、本市の保険税は資産割を廃止して、もっと国保税を下げるべきではないかということで。ちょっとこれは私、資産割だけじゃなくて、いちき串木野市は四つの税制のもとに成り立っているんですけども、そういう中で、資産割が所得の方に入ったりというような状況にもなるかとも思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** 国民健康保険税は、地方税法で賦課総額を応能割、応益割に一定比率で配分し、付加すると規定をされております。本市は4方式を採用して、応能益の所得割額、資産割額、応益割の均等割額、平等割額を法の規定に基づき50%ずつ配分しております。

お尋ねのこの資産割を廃止した場合、応能割が50%を下回ることから、減額された税額を所得割額で補うこととなりますので、所得割額の増額ということになります。このようなことから、資産割を廃止いたしましても、国民健康保険税は減額にはならないというところであります。

**○2番（福田道代君）** 大体わかります。一応、4方式という形で、資産割のほうで所得割のほうにあと10%がいて、それで五分五分という形で、同じ状況になるというような内容の説明だったと思うんですけど。

ただ、全国的には55%ぐらいにこの資産割が入ってて、あと、いちき串木野市はまだ資産割が入ってるのというようなところもあったり、資産割で二重

取り、そういう固定資産税を取られてるんじゃないかという意識もあったり、いろいろありますので。こちら辺はもう変えていってもいい、そういう形で変えていっても、ややこしくなくていいんじゃないかなというような思いもしてるんですけれども。この点については、これで置いておきたいと思います。

あとは、介護保険事業についてお伺いをしたいと思います。介護保険の現状と今後の見通しということで、2015年度の制度改定によって、要支援1、2のサービスが総合事業に移行しておりますが、本市ではどのような影響が出ているかということで、お尋ねをまずいたします。

**○健康増進課長（所崎重夫君）** 要支援1、2の方々の総合事業に移行された人数についてであります。今年7月末現在で、199人の方が地域支援事業に位置づけられる介護予防日常生活支援総合事業でのサービスを利用されていらっしゃるようです。

これらの方々は、従来どおりの専門職による介護相当サービスを希望され、介護予防プランに位置づけることで、引き続きホームヘルプサービスやデイサービスを利用されていることから、今のところ何も影響はないというふうに考えております。なお、地域支援事業の緩和したサービスについては、これまでの介護認定の申請手続を省略して、チェックリストに該当すれば、すぐにサービス利用ができることもあり、利用開始までの時間短縮にもつながっていると考えております。

そのほか、一般介護予防のころばん体操や、複合教室、複合教室というのは転倒予防とか、口腔機能教室ですけれども、それについては65歳以上であれば誰でも参加できるようにしているところであります。

以上です。

**○2番（福田道代君）** 本市の場合は、2017年度から移行というような状況、どちらかといったら総合事業のほうに早く進められて、地域の人たちをいかに介護サービス、いろんな支援をしていくかというところでの取り組みになったと思うんですけれども。

このサービスに移行をして、ケアマネジャーの方々は総合事業でやっていただけるので、ケアマネ

ジャーのその介護診断が少なくなったとか、いろんなこともそういうことでは言われておりましたけれども。要支援1、2の方たちのサービスという形では、ころばん体操とかも兼ね合わせながら、さまざまな地域で今、公民館活動も含めてボランティアの方たちがされているということだと思えるんですけれども。

ただ、こういう問題があと施設、要支援者1、2の方たちに具体的な影響というのが、ちょっと出ていくんじゃないかなという思いがするんですね、もうちょっとこういう総合事業、地域的にボランティアの方たちとか、介護資格のない方たちに移していったら。

そこらあたりは、どうなのでしょう。余り影響は出ないんでしょうかね。

**○健康増進課長（所崎重夫君）** 今のところは、ころばん体操等も、まだ認定を持ってらっしゃらない方々が自分の近くの公民館のほうで体操をされていらっしゃるわけなんですけれども。結局それを引き継ぎされることで、筋力の低下とか、そういう廃用症候群というんですが、使わないければどんどんどんどん衰えてきますので、そういう体操等をすることで筋力の維持を図るということで、要支援1、2の方々の認定を受ける方が減少をしていくんじゃないか。元気な老人たち、元気老人対策ということで、そういう高齢者の方をたくさんつくっていきけるというふうに理解しておりますので。

その要支援1、2の方が増えていくということではなくて、減少をしていくんじゃないかなというふうに考えているところです。

以上です。

**○2番（福田道代君）** 今、この公民館でちょっと私はこの前、うっかりしてて公民館でころばん体操をいろいろとやってるところがあるということと言われてたんですけれども、何施設ありましたか、今、ころばん体操をやってる地域が。何公民館、どれだけの数の公民館に対して。

**○健康増進課長（所崎重夫君）** 現在では、8月末になるかと思えますけれども、今から始めるというところもひっくるめて、今申し込みを受け付けてい

るのが74公民館で、一応69カ所で実施したいというふう聞いております。69カ所ですね、二つ三つの公民館が同じ交流センターでされたりしますので、74公民館で、開催箇所は69カ所というふうに思っております。

以上です。

**○2番（福田道代君）** そういうような状況を地域で見守りながら、そして、ただ地域も過疎化とか高齢化とかそういうような地域状況にありますので、そこはまた総合事業の中で、もっと本当に地域的な受けとめをやるような受け皿をきちんとつくっていくということをお願いして、この次の項に入っていくしたいと思います。

介護保険給付費の報酬改正の、報酬改定の減額による影響は、このさまざまな施設が、いちき串木野の中にはあるんですけれども、特養も三つありますし、そういうところではどんな状況が出ているかということで、お伺いいたします。

**○健康増進課長（所崎重夫君）** 介護給付費の報酬減による影響ということですが、一応平成27年度の介護報酬改定は、基本報酬部分がマイナスの4.48%、介護職員の処遇改善の加算ということで1.65%の増。中・重度の要介護者や認知症高齢者などの対応部分が0.56%の増ということで、合計でマイナスの2.27%の減となっております。

例えばデイサービス事業でいいますと、要支援1、2の方々の分ですけれども、おおよそ20%から22%の報酬減、介護1から5はおおよそ4.5%から10%の減。

施設でいいますと、特別養護老人ホームの多床室、アイデアの部分ですけれども、多床室でおおよそ3%の減、いわゆる個室になりますけれども、ユニット型でおおよそ5.7%の減というふうになっております。

以上です。

**○議長（中里純人君）** 福田道代議員、質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

再開は午後3時15分とします。

休憩 午後3時01分

再開 午後3時15分

**○議長（中里純人君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○市長（田畑誠一君）** 先ほど、福田道代議員に対する答弁で、一人当たりの医療費27年度の速報値を申し上げました。単位を読み間違えまして、一人当たり49万8,210円と訂正をお願いをいたします。先ほど49億8,210万円と申し上げたようでありますので、49万8,210円と訂正をお願いいたします。

**○2番（福田道代君）** 今、課長のほうから、介護給付の報酬の減額ということが出されました。要支援のところ、特に下がっているというようなことも言われておりました。

そういう中で、私もちょっと施設をやってる方とかにお聞きをいたしましたところ、決算状況で見たらやはりこの要支援1、2が入ってるところ、介護1、2も含めてですけれども、26年、27年と比べてときに、やはり60万円近い。その施設は昼間の延べ利用者が以前は260人で、それとお泊り関係も含めてあったところ。お泊りがちょっと増えたんですけれども、しかし減額というのが50万円近くなってます。やはりそこは昼間の利用者を増やしていくと同時に、今まで5時間から7時間という形で利用していただいていた方に、7時間から9時間の利用という形で、その施設努力によって対応しているというようなお話も伺っております。

だから、なかなか都市部ではやはりこういう状況の中で、閉鎖をした施設もあるようですし、これは国の関係も大きく影響してるんですけれども、なかなかそのような中で介護施設のこの問題というのは、やはり大きな影響が職員の給与にも反映しているという状況が見られていると思います。

このあたりは、どのようにお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

**○健康増進課長（所崎重夫君）** 施設のほうのサービス事業所の収入としては、減になっているかというふうに考えております。ただ、最後に言われました職員の給与の関係につきましては、最初に言いましたとおり、処遇改善加算ということで、その部分については加算をしております、確実に職員の

ほうの給与にいくよようにということで制度がなされておりますので。

大体、平均すると一人当たり月額1万2,000円の加算ができるようなシステムになっております。市内の複数の事業所のほうからも加算を行いましたという報告が来ておりますので、事業所としては収入減になってる分もあるかと思えますけれども、そこで働く職員のほうは、給与は若干アップ改定がされているものというふうに考えております。

以上です。

**○2番（福田道代君）** 個々の給与の問題は、国が介護職員に対しての1万円ということも言いながら、なかなか実行してないというところも、また次の問題として考えていかなければいけないところだと思いますが、3番に入ってまいります。2018年度の制度改正に向けて、改定案が提出される予定と……。ごめんなさい。4番の、2018年度の制度改正に向けて改定案が提出される予定と聞いておりますけれども、本市の介護運営はどのような見通しとなっていますか。

**○市長（田畑誠一君）** 平成30年度予定の制度改正の本市介護運営の見通しであります。

要介護1、2の方々を介護給付費から外し、要支援1、2と同様に総合事業に移行させる案や、高額介護対象者介護サービス利用料の自己負担を2割とする対象者の見直し案などが検討をされています。

制度改正については、国の動向を注視してまいります。正式に制度改正の内容が提示された場合は、来年度に策定します平成30年から32年度の第7期介護保険事業計画において、介護サービス利用者にとってもわかりやすく利用しやすいものとなるよう配慮を行うとともに、適正な介護サービス料の推計や介護保険料の決定を行い、安定した介護保険の運営ができるように努めてまいりたいと考えております。

**○2番（福田道代君）** 今のこの市長の答弁ですけれども、なかなかこれは大変な状況、現状になっていくんじゃないかなと。きのう国会が行われておまして、そしてその内容が今日の新聞にも多少報道をされているわけなんですけれども、それで見まし

たら、ますます介護の状況ということは本当に大変な事態になってくるということで、実際に事業者からのそういう不安の声も聞こえております。

やはり介護保険制度の改悪、この状況、現状を、いちき串木野市としても具体的な調査も行いながら、今の実態とそぐわないような介護制度をつくり変えていくというような、そういうことが必要じゃないかと思うんですけれども。

介護予防も含めてですけれども、本当にこのままでしたら後退をしていくというような状況につながっていくんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** 先ほど申し上げましたとおり、要介護1、2の方々を介護給付費から外して、要支援1、2の方と同様に総合事業に移行される案とか、高額介護対象者介護サービス利用料の自己負担を2割とする対象者の見直し案、該当所得制限の引き下げなどが検討されているようでありますので、いずれにいたしましても国の改正の制度の動向を注視してまいりたいと思います。

このような改正に至る目的といいますか、というのは、やはり私は、介護保険者の皆さん方にとって、やはり介護を受けやすい、介護保険者の皆さんを守る、そういった意味で、私はこの制度改正がなされると思っております。

それをあわせて介護保険制度の運営の面も含めまして、国のほうでこのような改正を検討しておられるんじゃないかなというふうに、私は捉えております。

**○2番（福田道代君）** ちょっとそれは市長の認識が甘いんじゃないかなと思うんですけれども、さらなるこの改悪ということでは、実際に財政制度審議会に出されている工程表というのがありまして、65歳から74歳までの利用料を所得に係わらず2割にするという。先ほど言われました要介護の1、2の方も保険給付から外して、訪問介護の生活援助も原則自己負担が地域事業に移すというような、そういう状況であって。

これでは本当に、介護あって保険なしというような実態が生まれてまいりますし、この中で私たちは



今の介護保険に依拠しながら生活をしている人たちを、本当に今後もやはり守っていくような、いちき串木野の介護保険制度を充実させていくというのと同時に、さまざまな問題に対して、やはり国に対して、こういう現状は本当に大変なんだということを申し述べていただきたいというのが、私の意見です。

**○議長（中里純人君）** 答弁が要りますか。

**○2番（福田道代君）** はい、答弁をお願いします。

**○健康増進課長（所崎重夫君）** 国の今後の制度改正の方向ということなんですけれども、やはり団塊の世代の方々が75歳以上になってこられますと、どうしても身体的にやはり病気、身体機能が低下していきますので、そういった関係から介護サービスを使われる方が非常に多くなっていくということです。

そうなった場合、社会保障費が非常に大きくなっていったって、財政的に大変だということもあっての改正となっていくかと思っています。それで国としては、やはりどうしてもそういう重度の方、そういう重い方を重点的に。限られた財源の中ではそういう重度の方々にそういうのを集中していくということで、軽い方を地域支援事業におおしていくという考えで、介護1、2のほうを地域支援事業のほうに移行していくというような形になっていこうかと思っています。

そこについては、本市のほうも今、総合事業のほうで、ころばん体操とかいろいろやっておりますけれども、その関係で結局軽い方々をそこに、重くさせないというんでしょうかね。ずっと軽いままで、ずーっとしていくことによって、その重い方の比率を少なくしていく。

なるだけ、昔よくはやりましたピンピンコロリじゃないんですけれども、そういう重くならないように。そういう寿命までの間にそういう、どうしても支援を受ける年限を小さくしていくというんでしょうかね。平均寿命と健康寿命を短くしていく、そういうことをすることによって、介護を必要とされる方を少なくしていくことで、社会保障費を押さえたいこう。そういう軽い方をどんどん多くしていこうというのが、国の大きな流れだというふうに理解しています。

そのためにも、私どももそういう重度の方の介護者をつくらぬような、そういう元気なうちから、そういう運動なんかをしながら生活をしていただきたいという形での施作に頑張っているということで、御理解をいただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

**○2番（福田道代君）** 今の答弁、ちょっと納得がいかないところもあるんですけども、今後の状態というか、国の制度が本当に大変な状況になるということは、私ども認識をしていかなければならないところだと思っています。

次に入っていきますけれども、4番目の問題は、これは奨学金の問題についてなんですけれども、市内の高校生に対して返済の必要が給付型の奨学金制度の導入はできないかということで、お尋ねをいたします。

**○市長（田畑誠一君）** 高校進学に対する給付型奨学金の導入についてのお尋ねであります。

現在、本市におきましては、経済的理由で就学困難な方々を支援する制度として、家計、学業、人物など各項目を総合的に判定し選考をして、高等学校で月額1万5,000円、大学などで月額3万円を限度にして、無利子で貸与する貸与型の奨学金制度を敷いております。

今、福田議員の御質問にありましたように、近年子供の貧困が、社会的問題点となっております。国においては、このような状況に対して、高等学校等就学支援金制度、いわゆる高校の授業料を無償化として公立高校で月額9,900円、私立高校では世帯収入に応じて最高月額2万4,750円を支給し、高校における教育に係る経済的負担の軽減策を講じております。

本市は先ほど申し上げましたとおり、貸与型ですけれども、奨学金制度はずっと前から続けているわけでありまして。今、御質問のこの給付型の奨学金となりますと、これは渡し切りということになりますので、本市のような財政規模の小さい地方自治体で取り組むには、現段階ではこう厳しいものがあるんじゃないかなというふうに捉えております。

**○2番（福田道代君）** 確かに市長の言われる問題

もあると思います。しかし、この貸与型の奨学金を見ましたら、ほとんど余り利用されていないというのが実態なんですね、現実にはね。だから返すということが、この子供たちの就職した後も含めて困難というような家庭というのか。本人自身もそういうふうにならないから、こういうような数になってるのかなというような気がいたしますけれども。

今、就学援助認定率という形で28年度で見ましたら相当の数、中学校で20.1%ですね。そういう就学援助の子供たちと生活保護を受けている子供たちも相当数おりますね。各小中学校合わせた場合が429人という子供たちが、今、就学援助と生活保護を受けているという現実には、この町の子供たちの実態なんですけれども。

そういう中で、やはり今この本当にこの困窮している、生活が本当に暮らせない、食べていけないという状況だけではなくて、やはり相対的貧困ということが問題になっておりますけれども。この相対的、日本の問題は、主に子どもの6人に1人が、今、相対的貧困だということでは言われているんですけれども。

そういう中で、やはり相対的貧困は、特に大きな精神的なダメージになって、絶対的貧困よりもましということではないというような、こういうような注意を、貧困による格差を解消する教育支援に取り組む広域財団法人の代表の方が言われているんですけれども。

それとまた、ここにかかわっていらっしゃる武蔵野大学の菊地教授が、相対的貧困は周囲に見えづらからこそ、やはり奨学金など公的制度のサポートが大切だと。そして、政治や行政は、子供が人生の選択の幅を広げられるように制度設計をしていかなければならないんじゃないかなということも、これは南日本新聞の社会欄に載っておりましたけれども。これ、以前に子どもの貧困をNHKのニュースで扱った内容について、やはりこれはいろんな意味で、この子供に対するバッシングがあって、それでそういう問題が取り上げられたと思います。

子供が高校で学校に行けない、高校に行けない。しかし、漫画やイラストが趣味とみられるこの生徒

の部屋を映したニュースが出されたときに、こういうような報道がされたということがありますので。やはり、いちき串木野の子供たちには相対的な貧困ということの意味を味わわして、あとあといろいろな問題点を引き起こしていかない。引き起こしていかないというよりも、自分自身の中で成長の過程の中で、本当に貧しくても、やはりいろんなことを友達と豊かにやれるような、そういうような子供に育ててほしいという思いもありまして。

市長に、この問題はやはり、いちき串木野の子供たちが、そういう形で返済、言ったら渡すだけじゃないかみたいなんじゃなくて、やっぱりいろいろと。あと引き出されるこの子供たちの内面的なそういう充実感とかいろんな形が、いちき串木野の中でいろんな問題があったけど、こういう形で育ってきたというような思いがあるんじゃないかなと思って、この問題を出したんですけれども、いかがでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** 伸びゆく子供たちが、子供たちは何の罪もとがもないわけではありますが、そういった中でいろんな経済的な理由とか、そういったことで自分の意思とする学校で学べない。これは非常に不幸と言いますかね、これを解消していくのは本当に、今、福田議員がお述べになっておられますように、我々大人社会の責任とは感じております。

子供には何も罪はないんですから、我々の都合で子供を伸ばしてやれないというような、これは子供に対して失礼な話だと。しかも時があります、学ぶ時がですね。そういった意味で、社会全体でやっぱり支えてやらなきゃならんということは、私も承知をそういう思いであります。

ただ、そのままこの給付型の奨学金となりますと、やはり現段階では本市の場合では、なかなか厳しいものがあるんじゃないかなということでは御答弁をいたしました。従来、貸与額の分については、幾らかの救済でもなればなという思いで、貸与型の制度は早くから制度しております。

また、今回、国において高等学校等就学支援金制度というのも設けられましたので、やはり国としてもやっぱりそういう子供たちの夢を描いた。伸びゆく子供たちへの思いをという形で、こういう制度を

つくられたんじゃないかなと思うています。

いずれにしても、子供を伸び伸び、その子供たちの意思に沿って伸ばしてやるということは、我々大人社会の責任であるということは、私も考えは福田道代議員と全く同じであります。

**○2番（福田道代君）** わかりました。今回はちょっとこの問題は、あと市長にまた次の段階でお願いするとして、とりあえず共感できるこの思いは、感じていただけたかなと思います。

あと、もう一つありましたのは、このいちき串木野の庁舎の中でやはり税金問題とか、さまざまな問題で相談に来る個室がないなというような思いをしております。私もちょっと深刻な税金相談に乗りましたときに、どこか部屋がないかなとって、個室がなかなかなかったもんですから。

それについて、そういうような相談できる相手のない話もよく聞けるような、個室の対策をとっていただけないかなとって、質問をいたしました。

**○税務課長（中村昭一郎君）** 税務相談、そういったことの相談者に対しましては、現在、主にカウンター横の卓上テーブルにて相談を受けております。

また必要に応じて、福祉課の相談室とか、地下の会議室などで対応しており、納税相談の中で多重債務の解消等生活再建に向けた具体的な相談の場合には、消費生活相談室で対応することもあります。

税務課専用の相談室の設置につきましては、設置スペースの確保や利用頻度、その他諸要件を考慮し検討していきたいと考えております。

今後プライバシーに十分配慮しながら、相談を受けてまいりたいと考えております。

以上です。

**○2番（福田道代君）** やはりそれでは、ちょっと不十分だったんですね。私も具体的に相談に乗ってほしいということで、相談の方と同時に付き添われてきた方と一緒に税務相談、国保税の滞納で結局収入が16万で、鹿児島市からも5万円引かれている。そして、いちき串木野からも5万円引かれて、結局もう生活費が全然残らなくて、どうしようもないというようなせっぱ詰まった相談で。

その前に、さまざまな状況があったかもわからな

いんですけれども、その方はどうしていいかわからなかったり、いちき串木野市に転居してきてから余り長くなってなかったからということで、たまたま私のところにそういう相談が見えられて。具体的な生活、家庭内の問題も含めてなので、個室で相談できないかという話をしたときに、個室はもうなかなかとれないということで、福祉の関係の相談室のところももういっぱいだったし。それで、あと2階のほうに何かあるかもわからないとって、部屋が空いているかもわからないとって、そこに通されたのですけれども。

やっぱり、税務相談とかそういうのは、今まで滞納してて、なかなか。言ったら、どうにかして払わないといけないと思って相談に来られている。その人の内容、本当にプライバシーに関するものを具体的なものとして聞くという。個別の、個人の名前が出てきたり、いろんな苦しい思いを語られる場所としては、やはりきちんとそういう個別の相談室があってもいいんじゃないかなというような。

私はそのときに、そういうのを、ここには相談室がなかったって話をした覚えがあるんですけれども。それぐらい税金の滞納の人なんかにしても、きちんと話を聞いて、どういような形で支払いができるとか、具体的な話をしなきゃいけない場所に、それが無いというのは、ちょっと疑問に思ったし。薩摩川内なんかにも聞きましても、ちゃんとそういう部屋はありますよとかという話で言われておりますので。

やはりこれは、うちの税金の滞納者、明日はどういような分割支払いをすとか、そういう問題に関して、事細かい内容を聞く。先ほどから申しておりますけれども、そういう場なので、絶対に個室が要と思うんですよね。そのことによって、税金滞納がもうちょっと滞納率を引き上げていけるということにもつながっていくんじゃないかと思うので。

やはり、この問題はいつぱい検討していただきたい内容だと思うんですけれども。

**○市長（田畑誠一君）** 相談に来られる方は、本当にこの思い悩んで、そういった思いでするようなと言えいいんでしょうか。そういった思いで市に

相談に来られると思うんです。

したがって、相談に来られる方は、まずその問題を解決してほしいということと、もう一つ大事なことを忘れてならないのは、福田道代議員が先ほどから力説をしておられますとおり、一人ひとりの尊厳ですね。プライバシーを守ってほしいという、この願いがあると思うんですね。

だから、そういう観点に立って、現在の段階ではいろいろ例えば難しい、この何と申しますか。そういった面で余りプライバシー等に気をつけてほしいというのは、問題等については、このいわゆるその多重債務とか、そういった分はまた別に、この生活相談室で対応するとかしてはいるんですけども。それでも不十分なところが、やっぱりあるかと思えます。

問題の解決とプライバシーを守ることから。だから、そういった面では、今、税務課の専用相談室というのは、設置はしてありませんけれども、庁舎全体を考えましても、なかなかスペースの確保というのも、実態は困難な面もあります。

また、その利用頻度とか、そういったことやとも考慮して検討しなけりゃいけないと思いますが。いずれにいたしましても、この相談に来られた方々のプライバシーを大事にしながら、何らかの方法がないか、検討してまいりたいと思っております。

**○2番（福田道代君）** ぜひ、それはお願いしたいんですね。通路のテーブルで話せる。まあ言ったら、どこか部屋がないからといって、そこの税務室の前にテーブルがありますよね。そこで話せるような内容じゃないです。

だから、やはりそれは市としても、きちんとそういう個室、相談室というのは設けるのが、やはり一番、市民に対してのそういう対応だと思いますので、ぜひともこれはきちんとつくっていただければ。どんなちっちゃな部屋でもいいと思うんです。そういう相談ができるような部屋をお願いいたします。

**○議長（中里純人君）** 福田議員に申し上げます。発言時間を超えていますので注意します。まとめて下さい。

以上で本日の日程は終了しました。

---

△散 会

**○議長（中里純人君）** 本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

散会 午後3時46分